

松本市 障がい者福祉制度 のあらまし



野口 聡子作「夏の始まり」

○松本市役所（東庁舎内）〒390-8620 松本市丸の内 3 番 7 号

障がい福祉課 (直)0263-34-3212 [FAX]0263-36-9119

[メールアドレス]s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp

こども福祉課 (直)0263-33-4767 [FAX] 0263-36-9119

[メールアドレス]kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp

○松本市役所（波田支所内）〒390-1492 松本市波田 4417 番地 1

西部福祉課 (直)0263-92-3002 [FAX]0263-92-7111

[メールアドレス]w-fukusi@city.matsumoto.lg.jp

利用される皆様へ

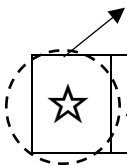
あらましをご覧になる時の留意点



留意点①

制度名の左側の欄に「☆」印がある制度は、課税状況や世帯状況などが要件となっている制度です。手帳交付の説明時点では対象(対象外)でも、その後の状況変化によっては対象外(対象)となる可能性があります。

また、市役所ではその都度の状況変化を把握し、案内することができません。手帳所持者又は、その家族の方が申出をしていただく必要があります。



心身障害者福祉手当(市の制度) (例)



留意点②

この冊子では、障がいがある方に関する福祉制度の主な内容を、簡易にまとめて紹介しています。制度のすべてを説明したものではなく、また内容が変更される場合があります。

制度を利用される場合は、詳細について事前に各制度担当窓口(機関)に必ずお確かめください。

この冊子と同じものを松本市のホームページにも掲載しています。

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/>



情報に変更があった場合などに更新していますので、そちらもご利用ください。



留意点③

この冊子に「年度」と表記されている場合は、「4月から翌年3月」の期間を意味します。

(例 令和5年度＝令和5年4月から令和6年3月)

— 松本市障がい者福祉制度のあらまし 目 次 —

1 手帳

□身体障害者手帳	…1
□療育手帳	…1

2 医 療

□福祉医療	…2
□後期高齢者医療	…3
□自立支援医療(精神通院医療、育成医療、更生医療)	…4
□特定疾病療養受療証(長期高額疾病)の交付	…5
□難病医療費助成制度	…5
□小児慢性特定疾病医療費助成制度	…6
□ウイルス肝炎医療費給付制度	…6
□特定疾患治療研究事業	…6
□特定疾病医療費助成事業	…7
□遷延性意識障害者医療費給付	…7
□在宅重度心身障害児(者)の訪問歯科健診事業	…8
□障害者歯科医療基幹病院	…8
□在宅歯科医療連携室	…9

3 補装具・日常生活用具

□補装具の交付・修理	…10
□軽度・中等度難聴児補聴器購入助成	…11
□日常生活用具の給付	…12
□日常生活用具の貸与	…16
□小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	…16

4 年金・手当

□障害基礎年金	…17
□障害厚生年金	…17
□特別障害給付金	…18
□児童扶養手当	…18
□特別児童扶養手当	…19
□障害児福祉手当	…19
□特別障害者手当	…20
□心身障害者福祉手当	…20

□特定疾患患者見舞金	…21
□心身障害者(児)扶養共済	…22
□交通・災害遺児見舞金	…23
□交通及び災害遺児等福祉金	…23
□交通事故被害者への介護料の支給	…24
□外国人心身障害者特別給付金	…24

5 税 金

□所得税・市県民税に関する所得控除	…25
□自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)・環境性能割の減免	…26
□固定資産税額減額措置(住宅バリアフリー改修促進税制)	…28
□利子等の非課税(障害者マル優)	…28
□相続税に関する障害者控除	…28
□贈与税の非課税	…29
□個人事業税の対象外事業	…29

6 貸付制度

□生活福祉資金の貸付	…30
□交通遺児等貸付	…30

7 移動支援

□鉄道運賃の割引	…31
□国内線航空旅客運賃の割引	…31
□バス運賃の割引	…32
□福祉100円バス事業	…32
□タクシー運賃の割引	…33
□有料道路通行料金の割引	…34
□信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度	…36
□松本市自転車駐車場(有料)の減免	…37
□タクシー券の交付	…38
□自動車燃料費の助成	…39
□福祉自動車貸出事業	…40
□自動車改造費の助成	…41
□自動車運転免許取得の助成	…41
□駐車禁止規制の適用除外	…42
□障がい者の上高地通行許可	…42
□身体障害者補助犬の給付	…43
□身体障害者補助犬飼育助成事業	…43

□通所・通園等推進事業	…44
-------------	-----

8 在宅生活の援助

□自立支援給付(介護給付・訓練等給付)／障害児通所給付	…45
□地域生活支援事業	…49
□介護保険制度	…50
□有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」	…51
□タイムケア事業	…51
□訪問給食サービス	…52
□公営住宅(市営・県営住宅)の入居	…52
□障がい者住宅等整備事業	…53
□家具転倒防止事業	…54
□理美容料金助成券の交付	…55
□くみとり料金の免除	…55
□青い鳥郵便葉書の無償配布	…56
□NHK受信料の減免	…56
□携帯電話基本使用料等の割引	…57
□郵便による不在者投票	…57
□ヘルプマーク	…58
□手話通訳者・要約筆記者の派遣	…58
□聴覚障害者生活訓練事業	…59
□言語および聴覚障がい者 FAX110番・110番アプリシステム	…59
□言語および聴覚障がい者等”ファックス”119 番緊急通報	…60
□携帯電話災害通報受付サービス	…60
□発声訓練教室(音声機能障がい者発声訓練事業)	…60
□視覚障がい者社会生活訓練	…61
□点字・声の広報等の配布	…61
□テープ・ビデオカセット・図書の貸し出し	…62
□やまびこ文庫	…62
□対面朗読	…62
□アクセシブルライブラリー	…63
□長野県障がい者文化芸術祭作品展	…63
□障がい者スポーツ・パラスポーツ	…64
□長野県障がい者スポーツ大会	…64
□救急医療情報キット支給事業	…65
□避難行動要支援者名簿	…65

□緊急通報装置の設置	…66
□市内各種施設の利用料金の割引	…66

9 施 設

□福祉型障害児入所施設	…67
□医療型障害児入所施設	…67
□盲人ホーム	…67
□障害者支援施設	…68

10 相 談

□松本市役所窓口	…69
□行政機関等相談窓口	…70
□松本市障がい者基幹相談支援センター	…71
□松本市障がい者総合相談支援センター	…71
□障がい者就労支援事業	…72
□ピアカウンセリング事業	…72
□地域活動支援センターⅠ型	…72
□松本公共職業安定所(ハローワーク松本)	…73
□大北圏域・松本圏域障がい者就業・生活支援センター	…73
□長野県発達障がい者支援センター	…74
□長野県精神保健福祉センター	…74
□精神保健相談	…74
□長野県難病相談支援センター	…75
□長野県視覚障害者福祉センター	…75
□長野県聴覚障がい者情報センター	…75
□いのちのきずな松本	…76
□長野いのちの電話(松本)	…76
□日常生活自立支援事業	…77
□成年後見制度	…77

11 資 料

□障がいのある人を虐待から守りましょう	…78
□障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について	…79

1 手 帳

身体障害者手帳

身体機能に一定以上の障がいがある方に対し交付され、各種援助やサービスが利用しやすくなります。申請には医師の意見書等が必要になりますので、手続きについては窓口にてご相談ください。

○身体障がいの範囲 視覚障がい、聴覚又は平衡機能障がい、音声・言語又はそしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器若しくは肝臓機能の障がい、ぼうこう若しくは直腸・小腸の機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい

○等級 障がいの程度に応じて1級から6級までの等級があり、数字が小さいほど程度は重くなります。等級によって適用になるサービスの範囲が変わります。また、手帳の取得後、障がいの程度に変化があった場合は等級が変更になる場合があります(再認定)。

※視覚:1～6級、聴覚:2・3・4・6級、平衡:3・5級、音声言語:3・4級
上肢・下肢:1～6級、体幹:1・2・3・5級、内部:1～4級

○窓口	障がい福祉課(18歳以上)	電話 34-3212 FAX36-9119
	こども福祉課(18歳未満)	電話 33-4767 FAX36-9119
	西部福祉課	電話 92-3002 FAX92-7111

療育手帳

発達に遅れのある方や、知的障がいのある方が各種援助やサービスを利用しやすくなるためのものです。児童相談所又は知的障害者更生相談所で判定を受け、対象となれば交付されます。申請時に調査書等の書類が必要になりますので、手続きについては窓口にてご相談ください。(注)調査書については市で聴き取りをして作成します。

○等級 長野県の場合はA1、A2、B1、B2に区分され、等級に応じて適用になるサービスの範囲が変わります。

○窓口	障がい福祉課(18歳以上)	電話 34-3212 FAX36-9119
	こども福祉課(18歳未満)	電話 33-4767 FAX36-9119
	西部福祉課	電話 92-3002 FAX92-7111

2 医 療

☆ 福祉医療

障がい者(児)の健康保持と福祉の増進を図るため、医療保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成します。

○対象者

対象者	所得制限
身体障害者手帳1級・2級の方	なし
療育手帳 A1の方	
65 歳未満の精神障害者保健福祉手帳 1 級の方(通院のみ助成対象)	
身体障害者手帳3級・4級の方	所得が特別障害者手当を受給できる範囲内の額
療育手帳A2、B1の方	
特別児童扶養手当1級・2 級の方(20 歳まで)	
65 歳以上の原則後期高齢者医療に加入している精神障害者保健福祉手帳 1 級・2級の方	
65 歳未満の精神障害者保健福祉手帳2級の方(通院のみ助成対象)	
65 歳以上で障害年金1・2級の年金証書をお持ちの方	

(注)18 歳以下は、所得制限がありません。

○必要書類 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳をお持ちでない方は、障がいの程度がわかる年金証書等)、健康保険証またはマイナ保険証もしくは資格確認書、振込口座のわかるもの(通帳、キャッシュカード等)、マイナンバーのわかるものおよび身元確認書類

○窓口 障がい福祉課(20 歳以上) 電話 34-3036 FAX36-9119
 こども福祉課(20 歳未満) 電話 33-9855 FAX36-9119
 西 部 福 祉 課 電話 92-3002 FAX92-7111
 各支所・出張所(申請書類の受付のみ)

	後期高齢者医療
--	----------------

後期高齢者医療制度は75歳以上の方が被保険者となる制度ですが、65歳以上75歳未満の方も一定程度の障害がある方は、長野県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けると、認定を受けた日から後期高齢者医療制度に加入することができます。

後期高齢者医療制度へ加入する方は、現在ご加入の健康保険から脱退することになり、被保険者ごとに保険料がかかりますので、よくご検討のうえ申請してください。

○対象者 65 歳以上 75 歳未満の方で、次に該当する方

(1)身体障害者手帳

① 1級から3級までのいずれかに該当する方

② 音声機能、言語機能障害の4級に該当する方

③ 4 級の方で下肢障害の1号、3号または4号のいずれかに該当する方

(2)療育手帳

重度(A1、A2)に該当する方

(3)精神障害者保健福祉手帳

1級または2級に該当する方

(4)国民年金証書

障害年金1級または2級を受給している方

(注)75 歳以上の方は、全ての方が後期高齢者医療制度に加入となります。

(手続きはありません。)

○必要書類 障害認定申請書(保険課または支所・出張所にあります。)、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、現在加入の被保険者証

○窓口 保険課 電話 34－3216 FAX39－2523
各支所・出張所(申請書類の受付のみ)

☆ 自立支援医療(精神通院医療、育成医療、更生医療)

心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。医療費の自己負担割合が、原則1割になります。また、世帯(同一医療保険加入者)の所得や医療内容等に応じて、負担上限月額が設定される場合があります。

ご利用いただくためには、あらかじめ申請が必要です。対象となる医療や申請方法、利用できる医療機関(指定医療機関)等については、下記窓口もしくは受診されている医療機関にお問い合わせください。

(1)精神通院医療

うつ病・てんかん・統合失調症・認知症等の精神疾患のために、通院治療を継続する必要がある方が対象です。

(2)育成医療(18歳未満)

身体に障がいがある児童や治療を行わないと将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がい除去・軽減する手術等の確実な効果が期待できる治療が対象です。

(3)更生医療(18歳以上)

身体障害者手帳をお持ちの方で、その障がい除去・軽減する手術等の確実な効果が期待できる治療が対象です。

〈対象となる障がいと医療の例(更生医療)〉 ※あくまで参考例であり、意見書等をもとに判定されます。

障がい区分	医療の例
肢体不自由	関節置換術、関節形成術、骨切り術 等
腎臓機能障がい	人工透析療法、腹膜透析、シャント作成術、腎臓移植術、腎臓移植後の抗免疫療法
心臓機能障がい	ペースメーカー植え込み術、弁置換術、埋込み型除細動器移植術、冠動脈バイパス術、心臓移植術、心臓移植後の抗免疫療法 等
肝臓機能障がい	肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法
小腸機能障がい	中心静脈栄養法 等
音声、言語、 そしゃく機能障がい	顎骨形成術、口蓋裂形成術、歯科矯正 等
視覚障がい	角膜移植術、水晶体摘出術、硝子体切除術 等
聴覚障がい	人工内耳埋込み術、鼓室形成術、穿孔閉鎖術 等
免疫機能障がい	抗 HIV 療法、免疫調節療法

○窓口 障がい福祉課(18歳以上) 電話 34-3212 FAX36-9119
 こども福祉課(18歳未満) 電話 33-9855 FAX36-9119
 西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111
 各支所・出張所(申請書類の受付のみ)

	特定疾病療養受療証(長期高額疾病)の交付
--	-----------------------------

下記の対象疾病の方は、各健康保険制度で所定の手続きをすると、長期高額疾病として自己負担限度額が月額 10,000 円(注)となります。

- 対象疾病 (1)血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害および先天性血液凝固第Ⅸ因子障害(血友病)
(2)抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る)
(3)人工腎臓を実施している慢性腎不全(人工透析)
(注)所得金額により自己負担限度額が引き上げられる場合があります。詳しくは加入している保険の窓口にお問い合わせください。

- 関連情報 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害および先天性血液凝固第Ⅸ因子障害(血友病)の方のうち、治療に要する保険医療費の自己負担分を公費負担する制度を利用できる場合があります。
詳細は、障がい福祉課へお問い合わせください。(その他の対象疾病の方は該当にはなりません。)

- 窓口 (1)松本市国民健康保険の方
保険課 電話34-3216 FAX39-2523
各支所・出張所
(2)後期高齢者医療の方
保険課 電話34-3203 FAX39-2523
各支所・出張所
(注)健康保険組合または共済組合加入者の方は各加入組合へお問い合わせください。

	難病医療費助成制度
--	------------------

難病のうち特定の疾病患者の保険医療費の最終自己負担分(患者一部負担額を除く)を公費負担します。

- 窓口 保健予防課 電話40-0701 FAX40-0811

	小児慢性特定疾病医療費助成制度
--	------------------------

18歳未満で指定された特定疾病のある児童が、指定医療機関に入院や通院等をしたとき、その治療費の一部を助成する制度です。

(18歳に達した後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳になる前まで対象となります。)

○対象疾病群 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患で指定された特定疾病
※認定基準があります。

○窓口 こども福祉課 電話 33-9855 FAX36-9119

	ウイルス肝炎医療費給付制度
--	----------------------

B型及びC型肝炎ウイルスに起因した慢性肝炎、肝硬変、ヘパトーム(肝がん)の患者に対する医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

○窓口 保健予防課 電話40-0701 FAX40-0811

	特定疾患治療研究事業
--	-------------------

難病のうち次の疾患患者の保険医療費の最終自己負担分を公費負担します。

○対象疾患 スモン、プリオン病
(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)

○窓口 保健予防課 電話40-0701 FAX40-0811

	特定疾病医療費助成事業
--	--------------------

難病のうち県が独自に指定する疾病患者の保険医療費の最終自己負担分(患者一部負担額を除く)を公費負担します。

○ 対象疾患 溶血性貧血(指定難病を除く)、汎発性血管内血液凝固

○窓口 保健予防課 電話40-0701 FAX40-0811

	遷延性意識障害者医療費給付
--	----------------------

遷延性意識障害者(遷延性植物状態者)の保険医療費の自己負担の一部を公費負担します。

○ 対象者 引き続いて3か月以上の間意識障がい等のある方
(福祉医療支給対象者は除く)

○窓口 保健予防課 電話40-0701 FAX40-0811

	在宅重度心身障害児(者)の訪問歯科健診事業
--	------------------------------

長野県では、口腔衛生の向上を通して健康の維持・増進を図るため、在宅の重度心身障がい児(者)に対する訪問歯科健診を実施しています。

- 対象者 以下の項目の全てに該当する方
- (1)身体障害者手帳の肢体不自由 1 級～3級の方
 - (2)療育手帳A1又はA2の方
 - (3)県内に住所を有し、在宅で介護を受けており、外出が困難である方(保育・幼稚園、学校等に通所、通園、通学していても、施設内で実施する歯科健診を受けられない状態である場合を含む)
 - (4)介護保険制度を利用していない方
- (注)療育手帳の交付を受けていない障がい児(者)の方でも、市が「重度心身障がい児(者)」と判断した場合は対象となります。

○利用方法 毎年度 7 月末頃までに、担当窓口へお問い合わせください。

○窓口 障がい福祉課 電話 34－3212 FAX36－9119
 こども福祉課 電話 33－4767 FAX36－9119

	障害者歯科医療基幹病院
--	--------------------

障がい児(者)の歯科医療を担う基幹病院として、中信地区は松本歯科大学病院が指定されています。障がい者用歯科医療機器が整備され、さまざまな障がい特性に応じた歯科医療が行われています。

○窓口 松本歯科大学病院 電話51－2300 FAX32－6221

在宅歯科医療連携室

長野県が長野県歯科医師会に委託している事業です。在宅で療養中の歯科医院への通院が困難な身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の在宅歯科医療に関する下記の相談等に、原則として歯科衛生士が応じます。

- (1)在宅で歯科医療や口腔ケア指導等を希望する方からの相談
- (2)在宅歯科医療を実施する歯科医院の紹介
- (3)在宅歯科医療に関する医療や介護、福祉の関係者等との連携調整

○相談日時 平日午前10時～午後4時

○利用方法 電話番号 026-215-5015 FAX026-222-3060



布施 陽子作「うさぎの曲芸」

3 補装具・日常生活用具

☆ 補装具の交付・修理

(注)購入前に必ずご相談ください。(申請書、判定書、指定業者の見積書等が必要となります)

(注)介護保険に該当される方は「介護保険福祉用具貸与(購入)制度」を利用していただく場合があります。

障がいの内容や程度により、補装具の交付や修理が受けられます。18 歳以上(障がい者)は次の区分により更生相談所(嘱託医、書類判定含む)の判定を受ける必要があります。

18 歳未満(障がい児)は、担当医の意見書が必要です。難病患者の方も対象となります。

補装具名	児	者	備考	判定必要	市で判定
義肢		○	義手、義足	○	
装具	○	○	下肢、上肢、体幹、靴型	○	
座位保持装置	○	○		○	
重度障害者用意思伝達装置	○	○		○	
車いす(オーダーメイド)	○	○		○	
車いす(手押型以外の既製品)	○	○			○
車いす(手押型既製品)	○	○			○
電動車いす	○	○	簡易型も含む(電動・手動切替式)	○	
歩行器	○	○			○
歩行補助つえ(つえを除く)	○	○	松葉づえ、クラッチづえ、多点つえ		○
視覚障害者安全つえ	○	○	普通用、携帯用、身体支持併用		○
義眼、遮光眼鏡、弱視眼鏡、 矯正眼鏡、コンタクトレンズ	○	○			○
補聴器	○	○	ポケット型、耳かけ型、耳あな型、骨導式	○	
人工内耳(人工内耳音声信号処理装置)	○	○	※修理のみ		○
座位保持いす、起立保持具、 起立保持具、排便補助具	○				

○費用負担 利用者および配偶者の市町村民税の課税状況により自己負担があります。(原則 1 割)ただし、市町村民税所得割が 46 万円以上の場合は、全額自己負担となります。 ※令和6年4月1日より 18 歳未満の児童の所得制限は撤廃されました。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

☆	軽度・中等度難聴児補聴器購入助成
---	-------------------------

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外である軽度・中等度難聴児の補聴器購入に係る費用を助成します。

- 対象者 下記の全ての要件に該当する方
- (1)松本市内に在住する18歳未満の軽度・中等度難聴児
 - (2)聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象外であること。
 - (3)社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医により補聴器の装用が必要と診断されていること。
 - (4)児童が属する世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいないこと。

○窓口 こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119



日常生活用具の給付(地域生活支援事業)

(注)購入前に必ずご相談ください。(申請書や業者の見積書等が必要となります)

(注)介護保険に該当される方は介護保険制度を優先して利用していただきます。

在宅重度身体障がい者・知的障がい者、難病患者等に対して日常生活の便宜を図るための用具を給付します。

○身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者、難病患者

種目		対象者 ※他要件があります。ご希望の場合は、購入前に担当窓口へお問い合わせください。	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台(訓練用ベッド)	下肢・体幹2級以上(寝返りや起き上がりができない方)、難病(寝たきりの方)	原則6歳以上
	特殊マット	下肢・体幹2級以上、知的 A1、難病(寝たきりの状態にある方、自力での排泄が困難な方)	3歳以上
	エアーマット	下肢・体幹1級、難病(寝たきりであり、医師意見書により褥瘡予防が必要と認められる方)	3歳以上
	特殊尿器	下肢・体幹1級(寝たきりで常時介助を要する方)、難病(自力で排尿できない方)	6歳以上
	入浴担架	下肢・体幹2級以上(入浴に介助を要する方)	3歳以上
	体位変換器	下肢・体幹2級以上(下着の交換等に介助を要する方)、難病(寝たきりの方)	6歳以上
	移動用リフト	下肢・体幹2級以上、難病(移乗又は立ち上がりのできない方)	3歳以上
	訓練いす	下肢・体幹2級以上	3歳以上18歳未満
	訓練用ベッド	下肢・体幹2級以上、難病	6歳以上18歳未満
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹、難病(入浴に介助を要する方)	3歳以上
	便器	下肢・体幹2級以上、難病(常時介助を要する方)	6歳以上
	T字状・棒状のつえ	平衡・下肢・体幹	3
	移動・移乗支援用具	平衡・下肢・体幹、難病(家庭内の移動等において介助を要する方)	3歳以上
	頭部保護帽	平衡・下肢・体幹、知的・精神(頻繁に転倒の恐れのある方)	3
	特殊便器	上肢2級以上、知的 A1、難病(自ら排便の後始末ができない方)	6歳以上
	火災警報機(2台限度)	身体2級以上、知的 A1、精神1級	※該当障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯
	自動消火器	身体2級以上、知的 A1、精神1級、難病	8

	電磁調理器	視覚2級以上、知的 A1、精神1級 ※該当障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	18 歳以上	6
	歩行時間延長信号機用小 型送信機	視覚2級以上	6歳以上	10
	聴覚障害者用屋内信号装 置	聴覚2級以上(聴覚障がい者のみの世帯また はこれに準ずる世帯)	18歳以上	10
	特殊食器(皿、保温食器、 スプーン等)	上肢障害2級以上の方	6歳以上	2
在 宅 療 養 等 支 援 用 具	透析液加温器	腎臓3級以上 (自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による 透析療法を行う方)		5
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害者で医療保険における在宅酸素療養を行う方		10
	視覚障害者用音声式体温計	視覚2級以上	※該当障がい者の みの世帯またはこ れに準ずる世帯	5
	視覚障害者用体重計			5
	視覚障害者用血圧計	視覚2級以上かつ疾患上継続して測定が真に 必要と認めた方(医師の意見書必要)		5
	動脈血中酸素飽和度測定 器(パルスオキシメーター)	呼吸器3級以上、脳原性運動機能障害2級以 上、難病 人工呼吸器の装着が必要な方または生命維持 のために常時装着が不可欠と医師が認めた方	※人工呼吸器未 装着者は医師の 意見書必要	8
	ネブライザー(吸入器)	意見書不要→呼吸器3級以上、肢体不自由1級		5
	電気式たん吸引器 (ネブライザー兼用機も含 む)	意見書必要(咽頭摘出は不要)→呼吸器4級、肢体不自由2級、呼 吸器以外の内部1級、音声言語4級以上、難病		5
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	携帯用会話補助装置	音声言語・肢体不自由(発声発語に著しい障 がいをもつ方)	原則6歳以上	5
	情報・通信支援用具	視覚・上肢2級以上(パソコンの使用に特殊な ソフト・入出力装置を必要とする方)	6歳以上 P.15別表のとおり	3
	点字ディスプレイ	視覚2級以上(コミュニケーション、緊急連絡 の手段として必要と認められる方)	6歳以上	6
	点字器	視覚(点字の利用が可能な方)	6歳以上	7
	点字タイプライター	視覚2級以上(就学、就労中または就労見込 みの方)	6歳以上	5
	視覚障害者用ポータブル レコーダー	視覚障害2級以上 (文字を読むことが困難な方)	6歳以上	6
	視覚障害者用活字文章読 み上げ装置			6

	視覚障害者用拡大読書器	視覚(本装置により文字等を読むことが可能になる方)	6歳以上	8
	視覚障害者用音声読書器	視覚(視覚障害者用拡大読書器の使用が困難な方)	6歳以上	8
	拡大鏡(ルーペ)	視覚(文字を読むことが困難な方)	6歳以上	8
	音声 IC タグレコーダー	視覚2級以上	6歳以上	8
	地デジ対応ラジオ	※視覚障がい者の方の単身世帯、視覚障がい者の方のみの世帯、またはこれに準ずる方	6歳以上	6
	視覚障害者用腕時計	視覚 2 級以上	18歳以上	10
	視覚障害者用置時計			
	聴覚障害者用通信装置	聴覚・音声言語(コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要と認められる方)	6歳以上	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚(本装置により文字放送の視聴が可能になる方)		6
	人工内耳体外部装置	現に人工内耳を装用している聴覚障がい児者であって、医療機関より医療保険等の給付制限を利用して、本装置の買い換えができないと判断された方。ただし、本人の故意による破損を理由とする場合を除く。		5
	人工喉頭	音声言語4級以上(喉頭摘出者)		5
	埋込型人工鼻	音声言語4級以上(常時埋没型の人工咽頭を使用する方)		
	点字図書	視覚(等級なし)かつ、点字利用が可能な方	6歳以上	
排泄 管 理 支 援 用 具	紙おむつ	肢体不自由、ぼうこう・直腸機能障がいまたは難病の方のうち、①ストマの著しい変形等により装具装着が困難な方 ②二分脊椎等の先天性疾患により高度の排便・排尿機能障がいがある方 ③脳原性運動機能障害により排便・排尿の意思表示が困難である方	3歳以上	
	ストマ装具 (蓄尿袋、畜便袋)及び関連用品	ぼうこう・直腸・小腸機能障がい(ストマ造設者)		
	収尿器	ぼうこう機能障がい(高度の排尿機能障害)		1
住宅 改 修 費	居宅生活動作補助用具	下肢・体幹3級以上または乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害で3級以上の方。心臓機能障害、または呼吸器機能障害による手帳交付を受け、車いすの交付を受けている方。難病患者の方。 ただし特殊便器は上肢2級以上の方(6歳以上)		

	○対象工事は次のとおりで、給付限度額は 200,000 円です(自己負担もあります)。 (注) 事前にご相談のうえ、工事図面、見積書、工事前写真をご用意ください。 (1) 手すりの取り付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取り替え (5) 洋式便器等への便器の取り替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる改修	
--	---	--

○費用負担 利用者および配偶者の市町村民税の課税状況により自己負担があります。(原則 1 割)ただし、市町村民税所得割が 46 万円以上の場合は、全額自己負担となります。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

別表 情報・通信支援用具(日常生活用具 P.13)

障がい児(者)がパソコンを使用するにあたり、必要となる周辺機器及びソフト等の購入に要する費用の一部が助成されます。

対象者		品目
視覚・上肢 2 級以上 またはこれと同程度の障がい者で、パソコンの使用で社会参加が見込まれる方	視覚	視覚障がい者用アプリケーションソフト(入力文字を音声化するソフト)
		画面拡大ソフト(強度の弱視者用に文字等を拡大するソフト)
		画面音声化ソフト(画面の文字を音声化するソフト)
	上肢	インテリキー(障がいに併せた大型キーボード)
		ジョイスティック(マウスが使えない方の操作棒)
		タッチスイッチ(把握が困難な方のためのスイッチ) および上記に準じた周辺機器等

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

☆	日常生活用具の貸与
---	------------------

在宅の重度心身障がい者に対して、日常生活の便宜を図るため次の用具が貸与されます。

○貸与内容

対 象 者	所得制限	品 目	要 件
在宅の重度心身障がい者	前年の世帯の生計中心者の所得税額 99,000 円以下	福祉電話（加入権のみ）	難聴者または外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性が認められる者（障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）

○窓口 障がい福祉課 電話 34－3212 FAX36－9119
 こども福祉課 電話 33－4767 FAX36－9119
 西 部 福 祉 課 電話 92－3002 FAX92－7111

☆	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
---	-----------------------------

（注）購入前に必ずご相談ください。（申請書や業者の見積書等が必要となります）

在宅の小児慢性特定疾病児童に対して、日常生活の便宜を図るための用具を給付します。

○対象者 小児慢性特定疾病児童（小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方）
 （注）地域生活支援事業における日常生活用具の給付対象児童は除きます。
 （注）用具の種目ごとに給付できる対象者が定められています。

○費用負担 保護者等の収入額（所得税額等）に応じて自己負担があります。

○窓口 こども福祉課 電話 33－4767 FAX36－9119

4 年金・手当

障害年金

病気やけがによって生活や仕事等が制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。

障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受けた時(初診日)の年金加入状況によって請求の種類が異なります。また、障害年金を受け取るには、初診日や障害状態、年金の納付状況などの条件があります。

請求の詳細については、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。

	障害基礎年金	初診日において、国民年金加入中もしくは年金制度未加入(20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満)の方
--	---------------	---

年金額	年額(令和6年4月～)	1級 1,020,000 円(S31.4.2 以降にお生まれの方) 1,017,125 円(S31.4.1 以前にお生まれの方)
		2級 816,000 円(S31.4.2 以降にお生まれの方) 813,700 円(S31.4.1 以前にお生まれの方)
	加算額(子の人数により加算)	2人目の子まで1人につき 234,800円
		3人目以降の子1人につき 78,300円

○支給制限 20歳前の傷病による年金受給者は、所得状況や他の公的年金受給等により支給制限があります。

○窓口 日本年金機構 松本年金事務所 電話25-8100 FAX25-8103
松本市役所市民課年金担当(1番窓口) 電話34-3218 FAX37-0260

	障害厚生年金	初診日において厚生年金加入中の方
--	---------------	------------------

年金額	障害基礎年金額に次の額の障害厚生年金が上乗せされます。	
	1級	報酬比例の年金額×1.25 + 配偶者加給年金額
	2級	報酬比例の年金額 + 配偶者加給年金額
	3級	報酬比例の年金額 (注:3級は障害基礎年金が支給されません)

○窓口 日本年金機構 松本年金事務所 電話25-8100 FAX25-8103

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、福祉的措置として平成17年4月から始まりました。

支給対象者等、詳細な要件については、担当窓口へお問い合わせください。

支給額	障害基礎年金1級に該当する方	月額 55,350円(2級の1.25倍)
	障害基礎年金2級に該当する方	月額 44,280円

○窓口 日本年金機構 松本年金事務所 電話25-8100 FAX25-8103
松本市役所市民課年金担当(1番窓口) 電話34-3218 FAX37-0260

☆ 児童扶養手当

離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳未満の子、20歳未満の障がいのある子を監護する父、母、または養育者に支給されます。

支給対象者等、詳細な要件については、担当窓口へお問い合わせください。

支給額	児童1人	全部支給:月額 45,500円
		一部支給:月額 45,490円~10,740円
	児童2人目 (加算額)	全部支給:月額 10,750円
		一部支給:月額 10,740円~5,380円
	児童3人目以降 (加算額)※	全部支給:月額 6,450円
		一部支給:月額 6,440円~3,230円

※令和6年11月分から、児童3人目以降の手当額は、児童2人目の額と同額になります。

公的年金を受給している(これから受給する)場合は、年金額が手当額より低い場合に、その差額が支給されます。ただし、令和3年3月の法改正により障害年金(厚生3級を除く)を受けている場合は、子加算額との差額支給となります。

○障がい程度 20歳未満の児童で、身体障害者手帳おおむね1~3級程度、療育手帳 A1~B1 程度、精神障がい

○支給制限 所得等の条件により支給制限があります。

○窓口 こども福祉課 電話 33-9855 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

☆	特別児童扶養手当
---	-----------------

障がいのある20歳未満の児童を養育している父もしくは母、または養育者に手当が支給されます(身体障害者手帳、療育手帳等を交付されていなくても申請できる場合があります。)

支給額	1級	障がい児1人につき 月額55,350円
	2級	障がい児1人につき 月額36,860円

○障がい程度 1級:身体障害者手帳1～2級程度、療育手帳A1～A2程度、精神障がい
2級:身体障害者手帳3級程度(一部4級も)、療育手帳B1程度(一部B2も)、精神障がい

○支給制限 所得等の条件により、支給制限があります。

○窓口 こども福祉課 電話 33-9855 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111(申請書類の受付のみ)

☆	障害児福祉手当
---	----------------

日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満)に支給されます。

○支給額 月額15,690円

○障がい程度 身体障害者手帳1～2級(一部)程度、知能指数おおむね20以下程度、精神障がい

○支給制限 所得等の条件により、支給制限があります。

○窓口 こども福祉課 電話 33-9855 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111(申請書類の受付のみ)

☆	特別障害者手当
---	----------------

日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅重度障がい者に支給されます。

○支給額 月額28,840円

○障がい程度 障害基礎年金1級程度の障がいが重複するもの、またはそれと同程度以上のもの

○支給制限 所得が一定額を超える場合は支給されません。
施設入所者や病院等へ3か月以上継続して入院している場合は資格喪失となります。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3036 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

☆	心身障害者福祉手当(市の制度)
---	------------------------

年齢、障がいの程度等により次のとおり手当が支給されます。

○内容 [手当は年1回、12 月末日頃の支給となります。]

支給要件				支給年額
11月1日現在 で右要件に該当 し、松本市に住 民登録のある方 で、市民税が非 課税の方	20 歳 以上	在宅者	身体障害者手帳 1級	33,000円
			療育手帳 A1、A2	
			精神障害者保健福祉手帳 1級、2級 (有効期限切れ精神手帳の場合、 11月1日時点で更新手続きを行 われていない方は支給されませ んのでご注意ください。)	

○新規申請 新規申請については、毎年11月10日までに申請された方が当該年度の資格審査対象者となります。

○支給制限 特別養護老人ホーム等の施設入所者、措置入院者および特別障害者手当の受給者は受給資格がありません。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3036 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

☆	特定疾患患者見舞金(市の制度)
---	------------------------

特定疾患患者の経済的、精神的負担の軽減と福祉の増進を図るため支給します。

○内容 年額12,000円

○要件 (1)特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、特定疾病医療受給者証、ウイルス肝炎医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証等の交付を受けている方
(2)下表(22種類)の疾病の方(医師の証明が必要です)
(3)松本市に1年以上居住している方

○注意事項 (1)年度のうち(4月から翌年3月まで)で、毎年1回の申請が必要です。
(2)年度を超え、遡っての申請はできません。
(3)本人が亡くなってから、遡っての申請はできませんのでご注意ください。

1 ステロイドホルモン産生異常症	9 ジストニア	16 肝内胆汁うっ滞
2 神経性食思不振症	10 正常圧水頭症	17 肝内胆管結石症
3 末端肥大症	11 ネフローゼ症候群	18 慢性膵炎
4 網膜脈絡膜萎縮症	12 慢性腎炎	19 シェーグレン症候群
5 メニエール病	13 肺線維症	20 橋本病
6 突発性難聴	14 慢性肝炎	21 免疫不全症候群
7 特発性両側性感音難聴	15 肝硬変	22 側頭動脈炎
8 グランバレー		

○窓口 保健予防課 電話40-0701 FAX40-0811

心身障害者(児)扶養共済

心身障がい者(児)を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡または著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障がい者に年金を支給するものです。一人の心身障がい者につき2口まで加入できます。

○内容

加入者が死亡し、または著しい障がいを有する状態になったとき	月額1口 20,000 円
1年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき	弔慰金 1口 30,000 円～ 250,000 円
5年以上加入し制度を脱退したとき	脱退一時金 1口 45,000 円～ 250,000 円

○加入要件 身体障害者手帳1～3級の者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)を扶養している保護者(父母、配偶者等)で、県内に居住し、65歳未満で、特別な疾病または障がいのない健康状態であること

○掛金 加入時の年齢により、1口月額9,300円～23,300円
(注1)掛金が減額や免除になる場合があります。
(注2)世帯の所得状況により掛金の補助があります。(市の制度)

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

	交通・災害遺児見舞金
--	-------------------

県内に住所を有し、満18歳に達した日以降最初の3月31日までに、交通または災害事故により、父または母が死亡もしくは重度の障がい者となった遺児等に支給されます。

○内容 遺児1人につき 150,000円

○障がい程度 国民年金法による障がい程度1級に相当する障がい
(身体障害者手帳1、2級程度、精神障害者保健福祉手帳1級程度)

○窓口 松本市社会福祉協議会
地域福祉課 電話 27-3381 FAX27-2239

	交通及び災害遺児等福祉金
--	---------------------

交通事故または災害事故により、父または母が死亡もしくは重度の障がい者となったとき、18歳までの児童に支給されます。(ただし、事故発生月の初日前6カ月から引続き、松本市に住所があること)

○内容

認定時福祉金	遺児1人につき 55,000円(1回のみ)
年額福祉金	遺児1人につき 60,000円 (所得税額が一定額以上の場合は 50,000円)
小中学校入学等一時金	100,000円 (4月1日現在において受給資格を有する満6歳、満12歳の遺児1人につき)

○窓口 こども福祉課 電話 33-9855 FAX36-9119

交通事故被害者への介護料の支給

自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいがあり、日常生活において「常時」または「随時」の介護が必要な方に介護料を支給します。

○対象者

特Ⅰ種(最重度)	Ⅰ種の該当者のうち、一定の要件に該当する方
Ⅰ種(常時要介護)	自動車損害賠償保障法施行令別表第一第1級1号または2号に認定されている方など
Ⅱ種(随時要介護)	自動車損害賠償保障法施行令別表第一第2級1号または2号に認定されている方など

○注意事項 支給対象者の詳細、支給額、支給要件等、制度の詳細については担当窓口へお問い合わせください。

○窓口 独立行政法人 自動車事故対策機構 長野支所
電話026-480-0521 FAX026-263-1570

☆ 外国人心身障害者特別給付金(市の制度)

障害基礎年金等を受けることのできない外国人障がい者に対し、給付金を支給します。

○内容 月額20,000円

○要件 (1)昭和57年以前に身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2の障がいにあるものまたは障がい原因となった傷病の初診日があること
(2)昭和37年以前に生まれたもの
(3)外国人登録を1年以上受けていること
(4)永住者の在留資格または特別永住者の在留資格を有していること
(5)障害基礎年金等を受けていないこと

○支給制限 (1)生活保護を受けるとき
(2)障害基礎年金以外の公的年金を受給するとき
(3)社会福祉施設へ入所等になったとき
(4)所得が一定額以上になったとき

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119

5 税金

所得税、市民税・県民税に関する所得控除

自己、自己の同一生計配偶者または扶養親族が、障がい者(児)に認定された年分の所得税(市民税・県民税は翌年度)から、所得控除(障害者控除)が受けられます。

区分	障がい程度	
普通障害者控除	身体障がい	3級・4級・5級・6級
	知的障がい	B1・B2
	精神障がい	2級・3級
特別障害者控除	身体障がい	1級・2級
	知的障がい	A1・A2
	精神障がい	1級
同居特別障害者控除	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、自己または自己の配偶者もしくは、自己と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者	

(注1)身体障害者手帳等を交付されていない方でも所得控除が受けられる場合があります。

(注2)控除を受けるためには、確定申告、市民税・県民税申告、年末調整のいずれかの手続きが必要です。

詳しくは松本市役所市民税課までお問い合わせください。

- 窓口
- (1)所得税 松本税務署(国税局電話相談センター)
電話32-2790 音声ガイダンス1番
 - (2)市民税・県民税 市民税課 電話34-3232 FAX36-9345
 - (注3)給与所得者は所得税、市民税・県民税ともに勤務先の給与担当

	自動車税(種別割・環境性能割)
	軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免

(注)下記は制度の概略です。詳しくは担当窓口で必ずご確認ください。

障がい者の方が4月1日現在または新規登録時に所有し、かつ使用する自家用車等について、次により自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免が受けられる場合があります。

障がい種別		所有者(納税義務者)	運転者
身体障がい者	18歳以上	本人	本人または同一生計者
	18歳未満	本人または同一生計者	同一生計者
知的障がい者 精神障がい者		本人または同一生計者	本人または同一生計者
身体障がい者および知的障がい者、精神障がい者のみで構成される世帯の障がい者		本人	障がい者を常時介護する方

○障がい程度

障がい区分		本人運転	同一生計者運転
身体障がい	視覚	1級、2級、3級、4級	1級、2級、3級、4級
	聴覚	2級、3級	2級、3級
	平衡	3級	3級
	音声	3級(ただし喉頭摘出した者のみ)	—
	上肢	1級、2級	1級、2級
	下肢	1級、2級、3級、4級、5級、6級	1級、2級、3級
	体幹	1級、2級、3級、5級	1級、2級、3級
	脳原性上肢	1級、2級	1級、2級
	脳原性移動	1級、2級、3級、4級、5級、6級	1級、2級、3級
	内部	1級、3級	1級、3級
	免疫	1級、2級、3級	1級、2級、3級
	肝臓	1級、2級、3級	1級、2級、3級
知的障がい		A1、A2	A1、A2
精神障がい		1級	1級

- (1) 所有者(納税義務者)とは、車検証上の所有者欄(ローン契約等で所有権が自動車販売店等に留保されている場合は使用者欄)に氏名が記載され、軽自動車税(種別割)、環境性能割、自動車税(種別割)の納税義務者となっている方です。
- (2) 自動車税(種別割・環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)の減免される税額には限度額が設けられています。
- (3) 申請は毎年行う必要はありませんが、次の場合には新たな申請や届出等が必要となります。
 - ① 減免対象となっている自動車が障がい者の方のために使用されなくなったとき。
 - ② 障がい者手帳を有する方が亡くなったとき。
 - ③ 住所・氏名の変更、障がい者手帳の記載内容の変更、運転者の変更、自動車(買い替え等)や登録番号(ナンバープレート)の変更等、減免申請書の記載内容に変更が生じたとき。
- (4) 減免の対象となる自動車は障がい者一人に対し1台のみです。
- (5) 自動車の構造が障がい者の利用に供するために改造された自動車についても減免になる場合があります。
- (6) 障がい程度については、個別判定による級別により判断します。
- (7) 軽自動車税(種別割)の減免は、原動機付自転車等の二輪自動車も減免の対象です。

○持ち物 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳、減免を受けようとする自動車の車検証、運転される方の運転免許証、納税義務者ご本人の口座振込先が確認できるもの(注1)、納税義務者の個人番号カード又は通知カード(注2)、同一生計証明書等(注3)

(注1)納税後の申請で還付が生じる場合のみ必要です。

(注2)通知カードは廃止日(令和2年5月25日)以降、記載内容に変更がない場合に限りです。

(注3)所有者(納税義務者)又は運転者が生計を一にする方又は常時介護する方である場合は、同一生計証明書等による証明が必要です。証明書は障がい福祉課、こども福祉課、西部福祉課で発行します。

○申込期限

- ・自動車税(種別割) 自動車税(種別割)の納期限
年度途中で手帳を交付された場合、交付年月日から 30 日以内
年度途中で自動車を購入した場合、登録した日から 30 日以内
- ・軽自動車税(種別割) 軽自動車税(種別割)の納期限
- ・環境性能割 自動車を登録する際又は登録した日から 30 日以内

○窓口 (1)自動車税(種別割)、環境性能割について

中信県税事務所 電話40-1905 FAX47-7820

(2)軽自動車税(種別割)について

松本市役所市民税課 電話33-4218 FAX36-9345

	固定資産税額の減額措置(住宅のバリアフリー改修促進税制)
--	-------------------------------------

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、一定の者が居住の用に供する一定の家屋について自己負担費用が50万円以上のバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額(100㎡相当分までに限る。)を3分の1減額します。

○減額要件 居住者の要件、家屋の要件、バリアフリー改修工事の内容要件、工事費要件、添付書類要件等が定められています。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

○申請期日 バリアフリー改修工事完了後3ヶ月以内に、窓口へ必要書類を添付して申告してください。

○窓口 資産税課 家屋担当 電話34-3312 FAX39-0725

	利子等の非課税(障害者マル優)
--	------------------------

一定の手続きにより、障がい者が預け入れた小額貯蓄および小額公債について、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。

○対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金等の受給者
障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の受給者

○窓口 銀行、証券会社等

	相続税に関する障害者控除
--	---------------------

相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。詳細は担当窓口へお問い合わせください。

○窓口 松本税務署(国税局電話相談センター) 電話32-2790 音声ガイダンス1番

	贈与税の非課税
--	----------------

特定贈与信託を利用することで、贈与税の一定額が非課税となります。詳細は担当窓口へお問い合わせください。

○窓口 信託銀行等

	個人事業税の対象外事業
--	--------------------

両眼の視力を喪失した者又は万国式試視力表により測定した両眼の視力が 0.06 以下の視覚障がい者が行う、あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業については、個人事業税が課されません。

○窓口 中信県税事務所 課税課 電話 40-1908 FAX47-7820



6 貸付制度

	生活福祉資金の貸付
--	------------------

生活福祉資金貸付制度は低所得世帯や障がい者・高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図ることができる場合に、低利または無利子で必要な資金を貸し付ける制度です。

なお、資金の種類および貸付用途、貸付要件等がありますので、貸付が受けられるかなどの詳細は担当窓口にお問い合わせください。

○貸付対象 身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の
属する世帯(他制度優先)

○窓口 松本市社会福祉協議会 生活福祉課 電話25-7311 FAX27-2239

※生活福祉資金借受者が負担した利子について、補助を受けられる場合があります。
(松本市役所 福祉政策課)

	交通遺児等貸付
--	----------------

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方の遺児等で、中学生以下を対象に無利子で資金をお貸しする制度です。

○貸付額(1人あたり)

はじめに一時金 155,000円

以後月額20,000円又は10,000円、入学支度金(小中学校) 44,000円

○窓口 独立行政法人 自動車事故対策機構 長野支所
電話026-480-0521 FAX026-263-1570

7 移動支援

鉄道運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は次のとおり割引されます。

種類 \ 区分	第1種	第1種・第2種	
	介護者と乗車 (単独では割引なし)	片道100kmを超えて単独で乗車	12歳未満の方が介護者と乗車
普通乗車券	本人、介護者とも5割引	5割引	
定期乗車券	//		介護者のみ 5 割引
回数乗車券・急行券	//		

○利用方法 障がい者手帳を呈示して駅の窓口で購入してください。大人の第1種障害者と介護者が100km 以内の乗車券を購入する場合は、自動販売機の小児用乗車券で代用できます。(改札で手帳を呈示してください。)

○障がい区分 第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。(身体障がい者は第1種がおおむね重度の方、第2種が中・軽度の方。知的障がい者は第1種がA1、A2、第2種はB1、B2の方となります。)

○私鉄等 上記はJRの割引内容です。私鉄等の割引については、各鉄道会社にお問い合わせください。

国内線航空旅客運賃の割引

次の要件に該当する方は、航空運賃が次のとおり割引されます。

要件	割引対象者
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が単独、または介護者とともに搭乗する場合	本人、介護者

○対象空路 国内線定期航空路の区間(年齢制限や割引対象者等適用条件の詳細については航空会社ごとに取扱いが異なる為、各航空会社にお問い合わせください。)

○利用方法 障がい者手帳を航空会社の窓口呈示して購入してください。

バス運賃の割引

障がい者手帳をお持ちの方は、次のとおり割引されます。

区分	適応範囲	割引率
普通乗用車	単独又は介護者とともに乗車する場合	5割引
定期乗車券	//	3割引

○適用範囲 割引対象とする障がいの種別、介護者の必要性の認定は、各会社(または運転手)の判断によります。

○利用方法 乗降車時に運転手に障がい者手帳を呈示し、割引料金を支払ってください。

○その他 上記割引内容は、バス会社によって扱いが異なります。
回数券の購入・使用方法、高速バスの割引について等、詳しくは各バス会社へお問い合わせください。

福祉 100 円バス事業(パス券交付)(市の制度)

障がい者手帳をお持ちの方、難病の方は、福祉 100 円バス乗車パス券により松本市内のバス路線および上高地線電車を1乗車 100 円で乗車できます。

○対象路線 (1)市内の生活バス路線(高速バス等を除く)
(2)上高地線電車(JR電車は使用できません)
(3)新島々以西のバス路線は、安曇、奈川地区管内の対象者のみ

○利用方法 (1)パス券を乗務員や駅員に提示して運賃を支払ってください。
(2)市内バス路線、上高地線電車は 100 円で全路線乗車できます。
(3)市外バス路線は、市内区間は 100 円、市外区間は実費負担となります。
(4)介護者割引については、鉄道運賃、バス運賃割引のページをご参考ください。

○注意事項 (1)対象者はパス券所持者のみで、介助者は 100 円になりません。
(2)バスを利用する時は、必ず現金でお支払いください。(現金以外で支払う場合は、事業の対象となりません。)

○持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病の方については診断名のわかるもの(特定医療費(指定難病)受給者証、診断書等)、顔写真(縦3cm×横2.5cm)

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111
(70歳以上の方)高齢福祉課 電話 34-3214 FAX34-3016

	タクシー運賃の割引
--	------------------

障がい者手帳をお持ちの方は、タクシー料金の割引があります。ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は除きます。

(相乗りする場合も、障がい者が乗車する区間については、割引対象となります。)

○割引 1割引

○適用範囲 該当要件はタクシー会社ごとに異なるため、ご利用の際は事前にお問い合わせください。

○利用方法 必ず乗車後すぐに、運転手へ障がい者手帳を呈示してください。

(注)料金精算時では対応できないことがあります。



若林 広大作「オレ流鳥獣戯画」

有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方で次の要件に該当し、証明を受けた場合、有料道路通行料金が割引になります。詳しくは申請時にお渡しする「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご覧ください。

○対象範囲

適応範囲	障がい区分	自動車の範囲	割引率
自ら運転する場合	全ての身体障がい者 (第1種・第2種)	身体障がい者本人または その親族等が所有する自 動車	5割引
介護者運転の場合	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者	障がい者本人やその親族 等、または介護者が所有す る自動車	

- 利用方法
- (1)下記受付窓口であらかじめ障がい者手帳に証明を受けてください。
 - (2)有料道路利用時に料金所で障がい者手帳を提示すると割引が適用されます。
 - (3)レンタカーや代車、タクシー等も対象になる場合があります。
 - (4)ETC を利用する場合は、手続き後約3週間前後で割引が適用されますので、適用後にETC無線通行をご利用ください。

- 利用制限
- (1)日本高速道路(株)、道路公社、自治体が管理する高速道路および一般有料道路以外は割引対象とならない場合がありますので、料金所でご確認ください。
 - (2)ETC 利用登録を行う場合、障がい者手帳に記載されている自動車登録番号の車両(1人1台に限る)のみが対象となります。
 - (3)車種や所有者等の要件があり、対象とならない場合があります。(商用車、軽トラックなど)

- 注意事項
- (1)次のような場合、通常の料金を支払うことになりますのでご注意ください。
 - ① 本人運転のみ認められている場合で、本人が運転していない場合
 - ② 介護者の運転が認められている場合で、本人が乗車していない場合
 - ③ 障がい者手帳を提示しない場合
 - ④ 割引証明に必要事項が記入されていない場合または記入事項が訂正されている場合
 - ⑤ 営業で利用されている自動車で行く場合
 - (2)違反行為があった場合、割引が5年間停止となり、2回違反行為を行った場合、割引が永久停止となります。

- 持ち物 身体障害者手帳または療育手帳、車検証、自動車検査証記録事項(電子車検証の場合)、運転免許証(本人運転の場合)
ETCご利用の場合は、上記に加えてETCカード(本人名義)およびETCの車載器の管理番号の記載のある書類(ETCセットアップ申込書・証明書等)をお持ちください。
(注)18歳未満で ETC カードを登録する場合(第1種障がい者に限る)18歳の誕生日までは親権者等の名義の ETC カードを登録できます。ただし、18歳到達後、本人名義の ETC カードへの切り替えが必要です。
- その他 ETC利用の方のみ、マイナンバーカードを利用して下記HPでオンライン申請ができます。
<https://www.expressway-discount.jp/index.html>
(オンライン申請受付サイト)
- 実施主体 有料道路 ETC 割引登録係
電話045-477-1233 FAX045-474-1110
- 受付窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111



「魚の泳ぐ帽子」

信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度

障がい者等用駐車区画を適正利用できるように、障がい者の方、高齢者の方、妊産婦の方等に利用証(パーキング・パーミット)を交付します。利用証には有効期限があり更新が必要になります。

区分				交付基準	
身体障がい者	視覚障がい			身体障害者手帳 4級以上の者	
	聴覚障がい			身体障害者手帳 3級以上の者	
	ろうあ			身体障害者手帳 3級以上の者	
	平衡機能障がい			身体障害者手帳 5級以上の者	
	肢体不自由	上肢		身体障害者手帳 2級以上の者	
		下肢		身体障害者手帳 6級以上の者	
		体幹		身体障害者手帳 5級以上の者	
		脳原性	上肢機能		身体障害者手帳 2級以上の者
	移動機能		身体障害者手帳 6級以上の者		
内部障がい(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・肝臓)			身体障害者手帳 4級以上の者		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			身体障害者手帳 4級以上の者		
知的障がい者				療育手帳 A1、A2	
精神障がい者				精神障害者保健福祉手帳 1級の者	
発達障がい者				歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者	
難病患者				特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 長野県特定疾病医療受給者 先天性血液凝固因子障害等医療受給者	
その他けが人または病気等の者				けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者	
高齢者				要介護1以上の者 (窓口:高齢福祉課)	
妊産婦				母子健康手帳の取得者 ※産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る(窓口:健康づくり課)	

○持ち物 障がい等の分かる書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、受給者証等)

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

○郵送の場合

・宛先 〒380-8570(住所記載不要)

長野県 地域福祉課 信州パ・キングパ・ミット制度担当

電話026-232-0053 FAX026-235-7172

・提出書類 申請書、障がい等の分かる書類(障がい者手帳、受給者証等)の写し、返信用切手(180円)

	松本市自転車駐車場(有料)の減免
--	-------------------------

障がい者手帳をお持ちの方は、有料自転車駐車場の定期使用にかかる費用が減免になります。(注)一時利用の場合は対象外

○対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

○対象駐車場 (1)松本駅北自転車駐車場
(2)松本駅アルプス口自転車駐車場

○窓口 自転車推進課 電話34-3245 FAX34-3202

☆	タクシー券の交付(市の制度)
---	-----------------------

次の要件に全て該当する方には、タクシー券を交付します。

(注)自動車燃料費の助成と重複申請は不可

- 交付内容 700 円券を月2枚(各年度、最大 24 枚)交付します。
 じん臓障害で人工透析を導入している方は、月4枚(各年度、最大48枚)になります。

- 要件 (1)身体障害者手帳をお持ちの方で下肢、体幹、視覚、内部障害の1、2級の方
 または療育手帳をお持ちの方でA1、A2の方
 (上記以外でも対象障害が重複することにより該当する場合あり)
 (2)前年の障がい者本人の所得税額が 21,000 円以下であること
 (3)在宅者であること(申請時に入院中の場合も対象外)

- 利用範囲 松本市内に事業所のあるタクシー会社(一部ご利用できない事業所があります。乗車時にご確認ください。)

- 窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
 こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
 西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

☆	自動車燃料費の助成(市の制度)
---	------------------------

次の要件に全て該当する方には、自動車燃料費の助成を行います。

(注)タクシー券の交付と重複申請は不可

○助成内容 月額 1,400円(各年度16,800円を限度)を助成します。

○要件 (1)～(3)の要件は前項目のタクシー券の交付と同様
(4)自動車税、軽自動車税の減免を受けていること

○持ち物 身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、預金通帳、燃料費のレシート原本(または領収書やクレジットカード明細書の原本)

○注意事項 (1)レシート等は該当年度のものをお持ちください(例:令和6年度の申請は令和6年4月1日から令和7年3月31日に利用した分が対象)。
(2)(1)のレシート等が上限額に達しましたらお早めにご申請ください。該当年度を過ぎてからの申請は、助成対象外になる場合があります。
(3)年度途中で該当(または非該当)になった場合や、自動車税の減免を受けていない期間がある場合は、上限額が異なります。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

福祉自動車貸出事業

身体障がい者(児)で下肢に障がいがある方等に、市社会福祉協議会でスロープ式福祉自動車の貸出を行っています。(事前に、電話で予約・手続き方法等をご確認ください。)

- 対象者 松本市在住の方で、スロープ式福祉自動車の利用が必要な方
- 貸出内容 (1)1回2泊3日を限度に月3回まで貸し出します。(事前に申込手続き必要)
(2)ガソリン代等は実費負担となります。
(3)自動車利用中の事故について、保険給付対象外においては自己負担となりますので、ご注意ください。
- 車両種類 (1)松本市社会福祉協議会(総合社会福祉センター内)
軽自動車1台・普通車1台(全車とも車いす1台積載タイプ)
(2)松本市社会福祉協議会 西部地区センター
軽自動車2台(全車とも車いす1台積載タイプ)
(3)松本市社会福祉協議会 北部地区センター
普通車1台(車いす1台積載タイプ)
- 窓口 (1)松本市社会福祉協議会 地域福祉課 電話27-3381 FAX27-2239
(2)松本市社会福祉協議会 西部地区センター 電話91-2030 FAX91-2032
(3)松本市社会福祉協議会 北部地区センター 電話38-7671 FAX34-0180



	自動車改造費の助成
--	------------------

(注)原則、改造前に必ずご相談ください。改造前、改造後の6か月以内の申請が必要です。
身体障がい者が自動車を取得し、その自動車を改造する場合に助成します。

- 対象者 (1)身体障害者手帳をお持ちの方
 (2)自ら所有し運転する自動車の手動装置等(操作系のみ)の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる者
 (3)前年の所得税課税所得金額が当該年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

- 助成金額 改造にかかった費用(ただし、10万円を限度とする。)

- 持ち物 (改造前) 身体障害者手帳、印鑑、運転免許証、車検証、見積書、カタログ、改造前の写真
 (改造後) 領収書、請求書、改造後の写真

- 注意事項 当年度の予算の執行状態により補助金の交付が受けられない場合があります。

- 窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
 西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

	自動車運転免許取得の助成
--	---------------------

(注)教習所申込前に必ずご相談ください。

自動車の運転免許を取得しようとする聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体不自由の障がい者・知的障がい者で次の要件を満たす方に、取得費の一部が助成されます。

- 対象者 前年の所得税額が8万円以下の世帯に属する者

- 助成額 取得費の2/3(ただし、10万円を限度とする。)

- 持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、印鑑、予備適性検査結果通知書(身体障害者手帳をお持ちの方のみ)

- 注意事項 当年度の予算の執行状態により補助金の交付が受けられない場合があります。

○その他 予備適正検査については、長野県警察本部中南信運転免許センター
(電話53-6611 FAX54-0600)へお問い合わせください。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

	駐車禁止規制の適用除外
--	--------------------

障がい者手帳等をお持ちの方に対して、駐車禁止除外標章が交付されます。

○要件 障がい者手帳の障がい等級・程度により要件等が定められております。詳しくは
担当窓口にお問い合わせください。

○持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、車検証お
よび免許証の各写し

○窓口 松本警察署 電話25-0110(代) FAX26-7984

	障がい者の上高地通行許可
--	---------------------

自力でバス、タクシーの利用ができない常時車いす利用の障がい者等が、自家用車等で上高
地バスターミナルまで乗り入れることを許可するものです。

○要件 松本警察署へ出向いての、障がい者本人の身体状況の確認によります。詳し
くは担当窓口にお問い合わせください。

○持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳

○窓口 松本警察署 電話25-0110(代) FAX26-7984

	身体障害者補助犬の給付
--	--------------------

補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)が無償給付されます。

- 要件
- (1)18 歳以上で、県内に1年以上居住している方
 - (2)補助犬を適切に利用し、飼育できる方
 - (3)施設に入所していない方
 - (4)持家以外の方は補助犬の飼育について家屋の所有者(または管理者)の承諾が得られている方
 - ①盲導犬 ⇒ 視覚障がい1級の方
 - ②介助犬 ⇒ 肢体不自由2級以上の方
 - ③聴導犬 ⇒ 聴覚障がい3級以上の方
- 訓練等
- (1)補助犬と一緒に入所訓練等を受ける必要があります。
 - (2)補助犬の飼育に関する経費は、障がい者負担となります。
- 実施主体
- 長野県 障がい者支援課 在宅支援係
電話026-235-7104 FAX026-234-2369
- 受付窓口
- 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

	身体障害者補助犬飼育助成事業
--	-----------------------

身体障がい者補助犬の使用者に給付されます。

- 対象者
- 松本市在住の身体障がい者補助犬の使用者
- 給付内容飼育費
- 36,000 円(3,000 円×12 カ月×1頭)を助成します。
- 窓口
- 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

通所・通園等推進事業

心身障害児者施設に入所・通所している児者の保護者に対し、下記交通費を助成します。

対象者	対象経費	助成内容
県内の心身障害児者施設に入所している市内に住所を有する者の保護者	帰省、面会時に利用する有料道路の通行料	1/2 (年額40,000円が限度額)
県内の心身障害児施設または心身障害児通所施設に入所・通所している児童の保護者	月4往復以上帰省、面会、通所等で利用した自家用車の燃料代	月額2,000円を控除した金額の1/2
市内の旧知的障害者施設に通所している市内に住所を有する者の保護者	通所のため利用した公共交通機関の定期代または自家用車の燃料代	月額2,000円を控除した金額の1/2 (月額2,000円が限度額)

○必要書類 施設の証明書、有料道路利用時の領収書等が必要となります。
詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119



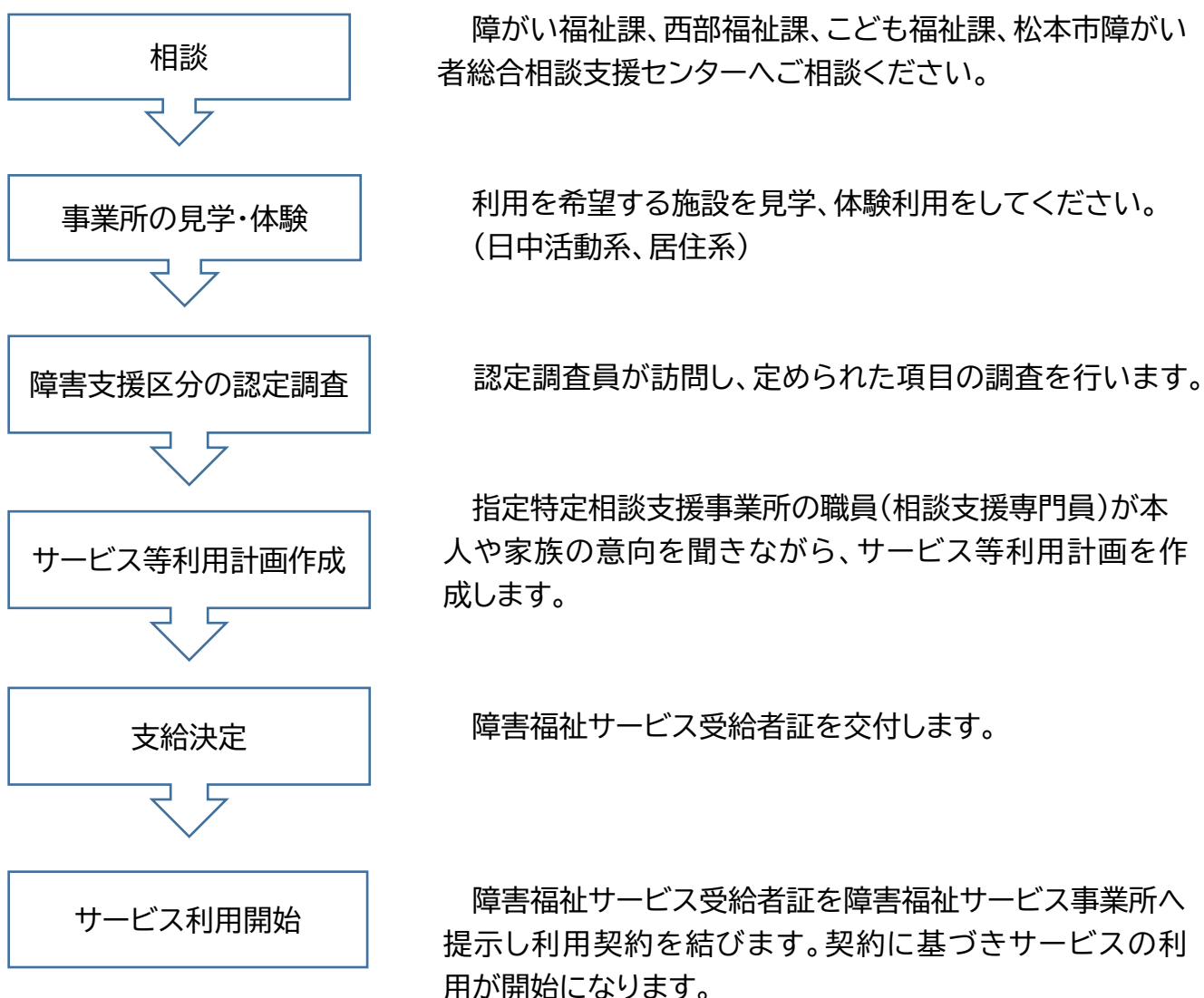
8 在宅生活の援助

自立支援給付(介護給付・訓練等給付)／障害児通所給付

自立支援給付(介護給付・訓練等給付)で受けられるサービスは、主に在宅で利用するサービス(訪問系)、通所して利用するサービス(日中活動系)、居住の場として利用するサービス(居住系)の3つに分類されます。

(1)対象者 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者

(2)サービス利用の流れ(一般的な利用の流れ)



< 訪問系サービス >		
サービス名		サービス内容
介護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で、入浴、排せつ、食事等の介助のほか、調理、洗濯、掃除等の支援を行います。また、通院等の介助(知的障がい・行動障がい等があり見守りが必要な場合)も行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方へ、居宅で入浴、排せつ、食事等の介助、外出時の移動の補助等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいがあり移動が困難な方へ、移動時に必要な情報の提供や移動に必要な補助を行います。
	行動援護	知的や精神の障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方へ、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動の補助を行います。
	重度障害者等 包括支援	重度の障がい等で介護の必要が高い方へ、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

< 日中活動系サービス >		
サービス名		サービス内容
介護 給 付	療養介護	医療と常時介護を必要とする方へ、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方へ、昼間、施設で入浴、排せつ、食事等の介助を行うとともに、創作活動等の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する方が病気等で一時的に介護ができない時に、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事等の介助を行います。
訓練 等 給 付	就労移行支援	一般企業等への就職を希望する 65 歳未満の方へ、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援A型 (雇用型)	一般企業等での就労が困難な 65 歳未満の方へ、雇用契約に基づき、生産活動の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労継続支援B型 (非雇用型)	一般企業等や雇用契約に基づく就労が困難な方へ、生産活動の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方へ、就労に伴う生活面の課題に対応するための指導、助言等の支援を行います。

	自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方へ、理学療法等のリハビリテーションや生活能力向上のための必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	知的や精神の障がいがある方へ、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する助言等の支援を行います。

< 居住系サービス >		
サービス名		サービス内容
介護 給付	施設入所支援	施設に入所する方へ、主に夜間・休日に、入浴、排せつ、食事等の介助を行います。
訓練 等 給付	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
	自立生活援助	1人暮らしを希望する障がいがある方に対して、定期的または随時の居宅訪問により課題を把握し、必要な助言や連絡調整等の支援を行います。
	宿泊型自立訓練	知的や精神の障がいがある方へ、居室や設備等を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。

< 相談支援給付 >		
サービス名		サービス内容
計画相談支援		サービス等利用計画案の作成や、支給決定されたサービス等の利用状況の検証、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援		施設に入所、または長期間精神科病院に入院している方が地域生活に移行するために、住居の確保や相談、その他必要な支援を行います。
地域定着支援		居宅において単身で生活している障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談その他必要な支援を行います。

(注)訪問系・日中活動系・居住系サービスの事業所や相談支援(計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援)の事業所の詳細情報は別冊「事業所一覧」に掲載しておりますので、ご確認ください。

<障害児通所給付>	
サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等 デイサービス	学校就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい児に対し、居宅において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等を行います。
保育所等訪問 支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適用のための専門的な支援を行います。

(注)事業所の詳細情報は別冊「事業所一覧」に掲載しておりますので、ご確認ください。

(3)負担上限月額について

障害福祉サービスの利用には、原則、1割の自己負担が発生します。負担上限月額については以下のとおりです。

就学前の障がい児の発達支援の無償化、障害児通所支援に係る多子軽減等、負担上限額月額の軽減の詳細については、直接、担当窓口へお問い合わせください。

所得区分		負担上限月額
生活保護		0円
低所得1 (市町村民税非課税者であって障がい者または障がい児の保護者の収入が年間80万円以下である者)		0円
低所得2 (市町村民税非課税者のうち、低所得1に該当しない者)		
一般1 (市町村民税課税世帯に属する者のうち、居宅で生活する者または20歳未満の施設入所者かつ、市町村民税所得割額が16万円(障がい児及び20歳未満の施設入所者にあたっては28万円))	居宅で生活する障がい児	4,600円
	居宅で生活する障がい者および20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2 (市町村民税課税世帯に属する者のうち、一般1に該当しない者)		37,200円

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
 こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
 西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

地域生活支援事業

市が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施するサービスです。

サービス名	サービス内容
移動支援	屋外での移動等が困難な障がいのある方へ、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。 (注)自立支援給付の重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給対象となる場合は、自立支援給付が優先します。
日中一時支援	居宅で介護する方が病気・仕事等で一時的に介護ができない時、施設等で日中の介護(保護)を受けられます。
訪問入浴サービス	家庭での入浴が困難な重度身体障がい者(児)、および難病患者の方に対して、自宅に浴槽を搬入し入浴を行います。
地域活動支援センター	障がい者等が通所し、日常生活訓練や社会適応訓練、創作的活動等のサービスを受けられます。 (注)介護保険も対象になる方は、原則として介護保険のデイサービス(通所介護)の利用が優先します。

(注)事業所の詳細情報は別冊「事業所一覧」に掲載しておりますので、ご確認ください。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
 こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
 西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

介護保険制度

障害福祉サービスと同様のサービスが介護保険で受けられる場合(訪問介護(ホームヘルプサービス)、訪問入浴等)には、原則として介護保険を優先することとされています。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

	第1号被保険者	第2号被保険者
区分	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の健康保険に加入している方
給付の対象者	・寝たきり、認知症等で入浴、排せつ、食事等の日常生活に介護が必要な方(要介護者) ・日常生活の一部に支援が必要だが心身の機能の維持、改善が見込める方(要支援者)	・国で定めた特定疾病(16疾病(注))によって、介護または支援が必要となった方

(注)特定疾病(16 疾病)

脳血管疾患、骨折を伴う骨粗鬆症、筋委縮性側索硬化症、脊柱管狭窄症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、初老期における認知症、パーキンソン病関連疾患(パーキンソン病、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、シャイドレーガー症候群、オリーブ橋小脳萎縮)、脊髄小脳変性症、後縦靱帯骨化症、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、早老症、がん末期

○窓口 高齢福祉課 電話34-3213、34-3214、34-3237、34-3061
FAX 34-3016、34-3026

有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」

松本市社会福祉協議会では、障がいのある方がより快適な在宅生活を送れるよう、地域住民の皆さんの支えあいによる有償の支援を行っています。(会員制)

(注)協力できる会員がいない場合は、お断りすることもあります。

○対象者 支援が必要な方

○費用負担 年会費1,000円
家事支援…1時間990円
外出支援…1時間1,210円
ゴミ出し支援(一般家庭ゴミ)…1回165円(1回で2袋まで)

○窓口 松本市社会福祉協議会 地域福祉課
電話25-7330 FAX27-2239

タイムケア事業

介護者が一時的に家庭において介護できないときに、隣人や知人又は指定された民間福祉団体等で介護サービスを受けられます。

○対象者 在宅の心身障がい者(児)(身体障がい者は重度に限る)

○利用時間 年300時間以内(送迎時間を含む)

○費用負担 食費等実費については自己負担となります。

○利用方法 市に利用者および介護者の登録を行います。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

訪問給食サービス(市の制度)

65歳以上の高齢者や障がい者のみの世帯の方に対し、訪問による給食サービスを提供することにより、その安否確認や健康維持・食の確保による自立支援を図ります。

○利用対象者 65歳以上の高齢者や障がい者のみの世帯の方

○事業内容 週2回、昼食を配送(四賀・安曇・梓川地区は週6回)

○利用料 1食 400円

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111
(65歳以上の方)高齢福祉課 電話 34-3492 FAX34-3026

公営住宅(市営・県営住宅)の入居

障がいのある方または障がいのある方と同居する世帯は、公営住宅家賃の減免が受けられる場合があります。障がいの種類、本人状況によっては60歳未満でも単身入居できる場合があります。身体障がい者用公営住宅もあります。

○対象者 (1)身体障害者手帳 1級～4級
(2)療育手帳 A1～B1
(3)精神障害者保健福祉手帳 1級～2級
(注)60歳未満の単身入居については、担当窓口へお問い合わせください。

○所得制限 入居、減免条件に一定額の制限があります。

○窓口 長野県住宅供給公社 松本事務所(合同庁舎南)
電話47-0240 FAX47-8902

	障がい者住宅等整備事業(市の制度)
--	--------------------------

(注)工事前に必ずご相談ください。

重度の身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう、また、行動障がいがある知的障がい者の介護者の負担軽減のため、居室、浴室、台所、洗面所等の住宅整備または改善する場合、補助金を交付します。

- 対象者 (1)身体障害者手帳1～6級で65歳未満の方
 (ただし、4～6級は独居者または常時介護する者がいない方)
 (2)行動障がいがある知的障がい者
 (行動援護スコアが10点以上の方)

- 所得制限 前年の世帯の所得税総額が8万円以下の世帯

- 補助金 (1)70万円(身体障がい者)
 (注1)日常生活用具給付等事業および介護保険による「住宅改修費」該当分
 (20万円以内)を除く。
 (注2)「住宅改修費」該当改修で20万円を超えた部分も対象となります。
 (2)90万円(強度行動障がい者)

- 費用負担 1割の自己負担があります。

- 持ち物(着工前) 着工前の現場写真、工事見積書、図面

- 持ち物(着工後) 領収書、請求書、着工後の現場写真

- 注意事項 当年度の予算の執行状態により補助金の交付が受けられない場合があります。
 す。住宅の新築、増改築は対象となりません。

- 窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
 こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
 西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111
 (65歳以上の方)高齢福祉課 電話 34-3214 FAX34-3016

	家具転倒防止事業（市の制度）
--	-----------------------

（注）工事前に必ず担当窓口にご相談してください。

地震発生時における家具の転倒による被害の防止、軽減を図るために、家具転倒防止金物取付工事費の一部を補助します。

○対象者 次のいずれかに該当する者のみで構成された世帯

（1）障がい者手帳をお持ちの方

（2）75 歳以上の高齢者

（3）要介護又は要支援認定を受けている方

○対象工事 工務店等が大型の木製家具（たんす、食器棚等）に家具転倒防止金物を取り付けた工事

（注 1）家具転倒防止金具は、L字金物など建物の下地に強固に固定する物とし、つっぱり棒、固定ベルトなどは該当しません。

○補助金補助 対象経費の 2 分の1以内、かつ 2 万円以内

（注 2）1 世帯につき、1 回限り

○留意点 補助金申請の受付は、工事完了後3週間以内です。

○窓口 住宅課 電話34－3246 FAX34－3207



理美容料金助成券の交付(市の制度)

外出困難な障がい者や高齢者に対して、訪問理美容を受ける場合の助成券を交付します。

- 対象者 次のいずれかに該当する方
(1)身体障害者手帳1、2級の方のうち、常時寝たきりで外出困難な方
(2)65歳以上の在宅高齢者のうち、常時寝たきりの方
(3)65歳以上の在宅高齢者のうち、認知症により、外出困難な方
- 交付内容 1,000円分の助成券を各年度18枚交付します。
- 留意点 1回の利用につき、助成券は3枚まで使用することができます。
(差額については自己負担となります。)
ただし、1回の利用の料金が3,000円未満の場合、1,000円に満たない額の部分は現金での支払いになります。
(例 料金が2,700円の場合、助成券2枚まで使用可、残額の700円分は現金で支払う。)
- 窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111
(65歳以上の方)高齢福祉課 電話 34-3214 FAX34-3016

くみとり料金の免除(市の制度)

次に該当する場合、し尿のくみとり料金が全額減免されます。

- 対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちで、市民税の非課税世帯の方
- 窓口 環境保全課 電話34-3024 FAX34-3202

青い鳥郵便葉書の無償配布

青い鳥郵便はがき(くぼみ入り通常郵便はがき)20枚が無料配布されます。

- 対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2をお持ちの方
- 申込方法 毎年4月～5月に、お近くの郵便局で所定の用紙に必要事項を記入し、障がい者手帳を提示して申し込みます。(郵便による申し込みもできます)
- 窓口 お近くの郵便局 (松本郵便局 電話・FAX35-0399)

NHK受信料の減免

次に該当する場合、NHK 受信料が減免されます。

半額減免	視覚か聴覚の身体障害者手帳(等級制限なし)または身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちで、本人が世帯主であり受信契約者である場合
全額減免	身体・知的・精神いずれかの障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

※免除基準における世帯とは、「住居および生計を共にする者の集まり、または独立して住居もしくは生計を維持する単身者」をいいます。(平成 20 年8月日本放送協会「放送受信料免除(障がい者関係)の市町村における証明事務のガイドラインより抜粋)

- 持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑
- 窓口

NHK長野放送局営業部	電話026-291-5205
松本市役所障がい福祉課	電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課	電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課	電話 92-3002 FAX92-7111

	携帯電話基本使用料等の割引
--	---------------

次に該当する場合、携帯電話の基本使用料等が割引されます。

- 対象者 障がい者手帳をお持ちの方
- 窓口 各携帯電話の取扱い店またはグループ店

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳に記載されている障がいの程度が下記に該当する方は、自宅等で投票用紙に記入し、郵便等により送付をする不在者投票をすることができます(代理記載人による代筆の制度もあります)。制度を利用するためには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

申請手続きや詳細については、担当窓口へお問い合わせください。

- 対象者
- (1)両下肢、体幹、移動機能のいずれかの障がい程度が1級または2級
 - (2)心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸のいずれかの障がい程度が1級または3級
 - (3)免疫・肝臓のいずれかの障がい程度が1～3級
- (注) 代理記載制度:上記障がいに加え視覚または上肢機能の障がいの程度が1級

- 窓口 松本市選挙管理委員会事務局 電話34-3230 FAX39-1160

	ヘルプマーク
--	---------------

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に、周囲に知らせることができるマークを、ご希望の方に無料でお渡しします。(一人につき1個まで)

○対象者 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病、妊娠初期の方等
(障がい者手帳の交付を受けていなくても利用できます。)

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111
(松本保健福祉事務所でも無料でお渡ししています。)

(注)障がい者に関するマークについて

街で見かける障がい者に関するマークには、様々なものがあります。

詳しくは下記、内閣府 HP をご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html> (内閣府)

	手話通訳・要約筆記者の派遣(地域生活支援事業)
--	--------------------------------

聴覚障がい者が病院、公的機関等でコミュニケーションがとれない場合、または会議、講演会等で通訳が必要な場合等、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

(注)エクセルを利用したEメールでの派遣申請も受け付けています。ご希望の方は下記メールへご連絡ください。

○対象者 聴覚障がい者および音声・言語機能障がい者

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
E-mail:syuya.youyaku@city.matsumoto.lg.jp

	松本市聴覚障害者生活訓練事業(地域生活支援事業)
--	---------------------------------

聴覚障がい者の日常生活上必要な訓練等を個別に対応し、情報提供、コミュニケーション支援等を行います。

○対象者 聴覚障がい者

○実施主体 NPO法人松本市聴覚障害者社会参加支援協会
電話26-9524 FAX26-3053

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119

	言語および聴覚障がい者
--	--------------------

	FAX110 番・110 番アプリシステム
--	------------------------------

言語および聴覚障がい者等の方が、事件や事故にあった場合に警察への通報手段として、FAX または、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察に通報することができます。

○対象者 言語および聴覚障がい者等

○送信方法 (1)FAX110番通報について
FAX 用紙に事件名、発生場所、発生日時、状況、ファックス発信者の住所・氏名・年齢・FAX番号・コミュニケーション方法、現在地等を記入し、「0120-760-110」へ送信します。(事前登録の必要はありません)
(2)110番アプリシステムについて
音声によらずに警察へ通報可能なシステムです。詳細は以下の URL からご確認ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/oshirase/oshirase/appli110.html>

○問い合わせ 長野県警察本部 電話026-233-0110

	言語および聴覚障がい者等”ファックス”119番緊急通報
--	------------------------------------

ファックスで緊急通報(火災および救急要請)をする場合でも、電話と同じ「119」の番号で松本広域消防局に送信することができます。(事前登録の必要はありません)

○対象者 言語および聴覚障がい者等

○問合わせ 松本広域消防局 通信指令課 電話25－6108 FAX25－6108

	携帯電話災害通報受付サービス (Net119 通報システム)
--	---

言語および聴覚障がい者等の方が、携帯電話のインターネット機能とGPS機能を活用して、火災や救急等の災害通報をすることができるサービスです。

(注)事前登録が必要です

○対象者 松本広域圏(8 市村)に居住または通勤・通学していて、一般の加入電話(携帯)からの火災や救急等の災害通報が困難な方

○問合わせ 松本広域消防局 通信指令課 電話25－6108 FAX25－6108

	発声訓練教室(音声機能障がい者発声訓練事業)
--	-------------------------------

疾病等により喉頭を摘出した方を対象として、声を取り戻すための発声訓練教室を実施します。(松本教室他県内5ヶ所で定期的に教室が実施されています。)

○対象者 疾病等により喉頭を摘出した方

○実施主体 長野県信鈴会(長野県からの委託)
電話52－8768 FAX52－8768

	視覚障がい者社会生活訓練
--	---------------------

中途失明により、感覚訓練、点字指導、歩行指導等の生活訓練が必要な場合、訓練指導員を派遣します。

○対象者 重度の視覚障がい者

○実施主体 長野県視覚障害者福祉協会(県視覚障害者福祉センター)
電話32-5632 FAX32-7854

	点字・声の広報等の配布
--	--------------------

重度視覚障がい者で、点字または録音テープによる「広報まつもと」「社協まつもと」を希望する方に配布します。

○発行回数 広報まつもと…年12回、社協まつもと…年4回

○窓口 広報まつもと
 松本市役所 秘書広報室 電話34-3271 FAX35-2030
 社協まつもと
 社会福祉協議会 地域福祉課 電話27-3381 FAX27-2239

	テープ、ビデオカセット、図書の貸し出し
--	----------------------------

視覚障がい者の方に、点字図書、声の図書(テープ、CD)、CD図書朗読機の貸し出しをしています。

- 窓口
- (1)上田点字図書館 電話0268-22-1975
視覚障がい者の方に、小説や教養・娯楽に関する図書の朗読録音テープの貸し出しをしています。
 - (2)長野県社会福祉協議会 電話026-227-5207
聴覚障がい者の方に、字幕または手話入りビデオカセットの貸し出しをしています。
 - (3)長野県聴覚障害者情報センター
電話026-295-3530 FAX026-295-3567
 - (4)塩尻市立図書館 電話52-0280 FAX53-7999

	やまびこ文庫
--	---------------

図書館の本、CD、点字資料、視覚障がい者用録音図書(デージー等)を月1回、宅配します。配達、回収は宅配業者が行います。

○対象者 障がい、高齢等で図書館へ行くことが難しい方

○窓口 中央図書館 電話32-0099 FAX37-1148

	対面朗読
--	-------------

ボランティアグループ「朗読ふれあいの会」の会員が自宅等へ訪問し、本や新聞などの朗読を行います。

○対象者 視覚障がい者または視覚による表現の認識に支障があり、通常の本を読むことが難しい方

○窓口 中央図書館 電話32-0099 FAX37-1148

	アクセシブルライブラリー
--	---------------------

視覚障がい者専用の電子図書サービス(アクセシブルライブラリー)の利用に必要な、利用者IDカードの交付を行っています。

- ・コンテンツ数:約17,000点(2024年7月1日時点)
- ・個人のスマートフォンやパソコン等で利用でき、すべてのコンテンツを自動で読み上げします。(音声の速度、種類を選ぶことが可能)
- ・利用料無料
- ・通信料は利用者負担

○対象者 身体障がい者手帳(視覚障がい)を持っている方

○窓口 中央図書館 電話32-0099 FAX37-1148

	長野県障がい者文化芸術祭作品展
--	------------------------

毎年9月に県障がい者文化芸術祭が開催され、作品展への出品を募集しています。

○募集時期 7月ごろ『広報まつもと』で募集します。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119

	障がい者スポーツ・パラスポーツ
--	------------------------

障がい者スポーツは、障がいがあってもスポーツ活動ができるよう、障がいに応じた配慮や工夫、ルールや用具などを変更して行われるスポーツのことです。

パラリンピックの他、聴覚障がい者を対象としたデフリンピックや知的障がい者を対象としたスペシャルオリンピックス、全国障害者スポーツ大会(代表選手は長野県障がい者スポーツ大会等で選考)等様々な大会があり、長野県内や松本市内でも様々な大会やイベント、教室等が開催されています。

○スポーツ用具の貸出

ニュースポーツやパラスポーツの用具の貸し出しを行っています。

所在地 松本市美須々5-1 総合体育館

連絡先 電話32-1818 FAX36-9394

○パラスポーツ体験

市内体育館でパラスポーツ体験会等を行っています。

窓口 スポーツ事業推進課 電話45-9512 FAX45-1024

○長野県内の障害者スポーツ関係団体・施設

(1)長野県障がい者スポーツ協会

所在地 長野市下駒沢586 長野県障がい者福祉センター内

連絡先 電話026-295-3661 FAX026-295-3662

(2)長野県障がい者スポーツ福祉センター サンアップル

所在地 長野市下駒沢586

連絡先 電話026-295-3111 FAX026-295-3511

(3)障がい者スポーツ支援センター松本 サンスポートまつもと

所在地 松本市梓川梓2288番地3 松本市役所梓川支所2階

連絡先 電話88-6826 FAX88-6836

	長野県障がい者スポーツ大会
--	----------------------

毎年9月に開催されます。5月頃に出場選手を募集します。出場を希望される方はお問い合わせください(特別支援学校に在学中の方は、在籍校での申込となります)。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119

救急医療情報キット支給事業(市の制度)

病歴やご親族の連絡先を記載した救急情報カードを、専用ケースで冷蔵庫内に保管するものです。もしもの時は、救急隊員が救急情報カードを確認します。

令和2年度から、利用者の同意を得て、市でも救急情報カードを保管し、必要な場合には消防局等に提供します。また、利用者の名簿を、市と消防局や民生委員等が共有します。

救急情報カードの内容に変更がある場合には、お知らせください。

○支給内容(無料) 専用ケース・救急情報カード(緊急連絡先、かかりつけ医、病歴等の情報を記載)・冷蔵庫貼付用ラベル

○支給対象者 避難行動要支援者名簿に掲載されている者
独居または日中独居、同居家族の疾病等の理由により、救急隊員が救急活動に必要な情報を把握することが困難になる可能性がある者

○窓口

障がい福祉課	電話 34-3212	FAX36-9119
こども福祉課	電話 33-4767	FAX36-9119
高齢福祉課	電話 34-3061	FAX34-3026
西部福祉課	電話 92-3002	FAX92-7111

避難行動要支援者名簿

在宅で生活をしている方のうち、災害発生時において不安を抱えている、身体障害者手帳1級、2級などの要件に該当する方または名簿掲載を希望される方が登録することで、お住まいの町会や民生委員、自主防災組織、消防団、市社会福祉協議会、市地域包括支援センター、松本広域消防局、松本警察署に情報を提供いたします。平常時は地域での見守り活動等に、また災害時は避難支援等のために情報を活用します。

○窓口 福祉政策課 電話34-3227 FAX34-3204

緊急通報装置の設置

ひとり暮らしの重度身体障がい者等で下記の要件を満たし、希望する方に緊急通報装置を設置します。

- 対象者 松本市に居住しているひとり暮らしの方で、次のいずれかに該当する方
 (1)65 歳以上の高齢者
 (2)身体障がい者(1級、2級)
 (3)心疾患、高血圧症、ぜんそく等の方(1級、2級)
 以上のほか、寝たきり老人夫婦等
 (注) 同一敷地あるいは隣接敷地に親族がいる場合は、原則対象外です。
- 利用条件 固定電話を引いていること
 (注)装置を固定電話に接続して利用するため、回線の種類によっては、利用ができない場合があります。
 警備員が利用者宅へ入る際に必要になりますので、合鍵をご用意ください。
- 利用料 月額600円
 低所得者(介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者)は、利用料が免除になります。
- 窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
 西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111
 (65 歳以上の方)高齢福祉課 電話 34-3214 FAX34-3016

市内各種施設の利用料金の割引

手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)または松本市福祉 100 円バス乗車パス券をお持ちの方は、博物館・美術館等の利用料金が無料になります。スマートフォンアプリ(ミライロ ID)でも、割引となる施設があります。

(注)一部、施設や展示内容によって、別途料金がかかる場合があります。詳しくは各施設へ直接おたずねください。

9 施設

	福祉型障害児入所施設
--	-------------------

18歳未満の障がいのある児童が入所し、日常生活に必要な知識や技能等についての指導、訓練を受けます。

○県内施設 信濃学園(松本市)

○窓口 松本児童相談所 電話91-3370 FAX92-1550

	医療型障害児入所施設(旧肢体不自由児施設・重症心身障害児施設)
--	--

18歳未満の知的障がいの児童、上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複する児童が入所し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、治療を受けます。

○県内施設 まつもと医療センター(松本市)
 東長野病院(長野市)
 信濃医療福祉センター(下諏訪町)
 稲荷山医療福祉センター(千曲市)
 小諸高原病院(小諸市)

○窓口 松本児童相談所 電話91-3370 FAX92-1550

	盲人ホーム
--	--------------

あん摩師、はり師又はきゅう師免許を有する視覚障がい者で、自営又は雇用されることが困難な方に必要な技術指導を行い、自立更生を目指す施設です。

○市内施設 長野県盲人ホーム 電話32-5632
 (松本市旭 2-11-39)県視覚障害者福祉センター内

○窓口 長野県視覚障害者福祉協会 電話32-5632 FAX32-7854

障害者支援施設

これまでは、身体障がい、知的障がい、精神障がいの障がいごと、目的ごとに分かれた施設が設置・利用されてきました。障害者総合支援法が施行され障がいの区別なく入所ができ、主に夜間に、入浴、食事、排せつ等の介護を行います。

○近隣施設 松本圏域内の施設については、別冊「事業所一覧」をご確認ください。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111



10 相 談 松本市役所 代表電話 34-3000

機 関 名	内 容	電 話 番 号
障がい福祉課 相談・支援担当	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、 成年後見制度等に関する事	(直通) 34-3212 [FAX] 36-9119
障がい福祉課 給付担当	障がいのある方の各種手当、難病患者、福祉 医療に関する事	(直通) 34-3036 [FAX] 36-9119
生活福祉課	生活保護、生活困窮者自立支援に関する事	(直通) 34-3211 [FAX] 36-9119
西部福祉課 (新村、和田、今井、波 田、梓川、安曇、奈川地区 にお住まいの方)	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、 難病患者、成年後見制度等に関する事 障害のある方の各種手当、福祉医療に関する 事(資格に関する事) 介護保険、高齢者福祉に関する事	(直通) 92-3002 [FAX] 92-7111
高齢福祉課 介護給付担当	介護保険に関する事	(直通) 34-3213 [FAX] 34-3016
高齢福祉課 福祉担当	高齢者福祉に関する事	(直通) 34-3237 [FAX] 34-3026
こども福祉課 相談・支援担当	身体障がい児、知的障がい児、精神障がい、難 病患者等に関する事	(直通) 33-4767 [FAX] 36-9119
こども発達支援課 発達支援担当	発達および発達障がいに関する事	(直通) 24-1235 [FAX] 24-1236
こども福祉課 給付担当	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、 障害児福祉手当、福祉医療に関する事	(直通) 33-9855 [FAX] 36-9119
保育課 指導担当	障がい児保育に関する事	(直通) 33-9857 [FAX] 34-3236
健康づくり課	子育てに関する事 健康に関する事	(直通) 34-3217 [FAX] 39-2523
保健予防課 (県松本合同庁舎内)	精神障がい者、難病患者の相談に関する事	(直通) 40-0701 [FAX] 40-0811
市民課 年金担当(1 番窓口)	国民年金、障害基礎年金に関する事	(直通) 34-3218 [FAX] 37-0260
住宅課 住宅担当	市営住宅に関する事 住宅に関する事	(直通) 34-3246 [FAX] 34-3207
市民税課	軽自動車税減免(種別割)、市民税・県民税課 税、税控除に関する事	(直通) 33-4218 [FAX] 36-9345

行政機関等

機 関 名	内 容	電話番号
松本市社会福祉協議会 (松本市総合社会福祉センター内・南松本)	ボランティアに関すること	(直通) 27-3381
	生活資金の管理・貸付に関すること	(直通) 25-7311 FAX(共通) 27-2239
中信県税事務所	自動車税(種別割・環境性能割)および軽自動車税(環境性能割)の減免に関すること	(直通) 40-1905 [FAX] 47-7820
松本児童相談所 知的障害者更生相談所	児童福祉、心身障がい児に関すること、知的障がい者に関すること	(代表) 91-3370 [FAX] 92-1550
身体障害者更生相談所 (長野県立総合リハビリテーションセンター内)	身体障がいに関すること(補装具、施設入所、更生相談、巡回相談など)	(代表) (026)-296-3953 [FAX] (026)-295-0716
松本公共職業安定所	障がい者の雇用に関すること	(代表) 27-0111 [FAX] 27-0041
松本年金事務所 (旧松本社会保険事務所)	社会保険、厚生年金に関すること	(代表) 25-8100 [FAX] 31-5183
松本税務署	各種税の申告・控除に関すること	(代表) 32-2790

松本市障がい者基幹相談支援センター

困難事例に対応するための会議開催、地域のネットワーク構築や地域の相談支援体制強化に向けての取り組み等を行います。

○連絡先 電話50-6931 FAX50-6932

○所在地 松本市双葉4-8 なんぷくプラザ1階

松本市障がい者総合相談支援センター

障がい者(児)または家族等からの様々な療育・生活上の相談等に応じ、専門員が必要な情報の提供、助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。

センター名称	住所	電話番号
障がい者相談支援センター あいほっと	松本市南原2-16-13	(電話)26-2970 (FAX)88-2924
障害者相談支援センター 中信	松本市梓川梓2288-3	(電話)78-6203 (FAX)78-7204
相談支援センター ライフアシスト	松本市寿台9-1-3	(電話)88-5252 (FAX)88-5353
ケ・セラ社会福祉士事務所	松本市出川町11-6	(電話)88-5616 (FAX)88-5616
ハートラインまつもと	松本市寿北7-23-17	(電話)86-8010 (FAX)88-8017

	障がい者就労支援事業
--	-------------------

障がい者の就労の機会の拡大を図るために就労相談、求職活動支援、職場定着支援等を行います。

○相談窓口 一般社団法人ぴあねっと

○連絡先 電話番号 27-7211 FAX29-5020

○所在地 松本市双葉4-16 松本市総合社会福祉センター1階

	ピアカウンセリング事業
--	--------------------

障がい者自身が相談員(ピアカウンセラー)となり、障がい者やその家族に対して、心理的援助や生活技術の習得を目指した支援を行います。

○相談窓口 一般社団法人ぴあねっと

○連絡先 電話番号 27-7211 FAX29-5020

○所在地 松本市双葉4-16 松本市総合社会福祉センター1階

	地域活動支援センターⅠ型
--	---------------------

専門員(精神保健福祉士等)が、医療、福祉および地域と連携を図り、障がい者に対する理解促進のための普及啓発等を行います。また、精神障がい者の生活能力向上や社会参加に向けた支援を実施します。

○相談窓口 燦メンタルクラブ

○連絡先 電話番号39-4624 FAX39-4625

○所在地 松本市城西1-9-2

	松本公共職業安定所(ハローワーク松本)
--	----------------------------

障害者雇用の総合窓口として、障がい者のための窓口が設置されています。

○公共職業訓練

障がい者の就職を容易にし、職業の自立を図るため、必要な技能の養成開発等の訓練を行います。訓練期間は職種により3カ月から2年。公共職業安定所長の受講指示を受けた方には、訓練手当が支給されます。

○トライアル雇用

事業主が対象労働者を一定期間試行雇用することにより、業務遂行に当たっての適正や能力等を見極め、相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用へのきっかけ作りを図ります。実施期間は原則として3カ月です。

○窓口

松本公共職業安定所(ハローワーク松本) 電話27-0111(代表) FAX27-0041

	大北圏域・松本圏域障がい者就業・生活支援センターしえるば
--	-------------------------------------

就業およびそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、相談等を行います。

○連絡先 電話番号080-4178-6678

○所在地 松本市大字島立1020 松本合同庁舎2階(松本事業所)

	長野県発達障がい者支援センター
--	------------------------

発達障がいやその疑いがある等の相談(コミュニケーションや行動面で気になる、保育園や学校・職場で困っている等)を行います。

○相談日時 平日午前 8 時30分～午後5時15分

○電話番号 026-266-0280

○所在地 長野市若里7-1-7 社会福祉総合センター内

	長野県精神保健福祉センター
--	----------------------

こころの健康に関する電話相談を行います。

○相談日時 平日午前 8 時30分～午後5時15分

○電話番号 026-266-0280

○所在地 長野市若里7-1-7 社会福祉総合センター内

	精神保健相談
--	---------------

精神保健に関する相談を精神科医師がお受けします。

○相談窓口 松本市保健所 保健予防課

○相談日時 (1)精神保健相談:毎週月曜日 午後(第5週除く)、第1木曜日 午後
(2)児童・思春期精神保健相談:第2～第4木曜日 午後
(3)依存症相談:第1木曜日 午前
(注) いずれも祝日、年末年始を除きます。

○利用方法 電話で予約してください。電話番号40-0701

○所在地 松本市大字島立 1020 番地(長野県松本合同庁舎1階)

	長野県難病相談支援センター
--	----------------------

難病に関する相談に応じます。

○相談日時 平日午前 8 時30分～午後5時15分

○連絡先 電話34－6587 FAX34－6589
E-mail nanbyo@shinshu-u.ac.jp

○所在地 松本市旭2－11－30 長野県松本旭町庁舎2階

	長野県視覚障害者福祉センター
--	-----------------------

県より委託を受けて視覚障がい者の総合相談や点訳・朗読奉仕員の養成を行っています。その他、視覚障がい者用用具の斡旋販売等も行っています。

○連絡先 電話 32-5632 FAX32-7854
E-mail welcome@naganoken-shisyokyo.or.jp

○所在地 松本市旭 2-11-39

	長野県聴覚障がい者情報センター
--	------------------------

字幕・手話入り DVD の制作や貸出、聴覚障がい者の生活相談、意思疎通支援、手話の普及等を行う、県の聴覚障害者情報提供施設です。県聴覚障害者協会が指定管理を行っています。

○所在地 長野市下駒沢 586 長野県障がい者福祉センター「サンアップル」2 階

○連絡先 電話 026-295-3530 FAX 026-295-3567
E-mail info@nagano-choujou.com
ホームページから手話・文字チャットで連絡もできます。

	いのちのきずな松本
--	------------------

自殺に関する相談を専門相談員がお受けします。

○相談窓口 松本市役所東庁舎4階

○相談時間 電話相談・来所相談
平日(開庁日)の午前9時～午後5時15分

○相談電話 34-3600(上記時間のみ)

	長野いのちの電話(松本)
--	---------------------

自殺予防の電話相談の研修を受けたボランティア相談員がお受けします。

○相談窓口 社会福祉法人 長野いのちの電話

○相談時間 午前 11時～午後 10 時

○相談電話 0263-88-8776 0120-783-556(毎月10日のみ)

日常生活自立支援事業

認知症、精神障がい、知的障がい等で判断能力に不安のある方に対し、福祉サービス等の利用手続き、金銭管理、重要書類の保管等の支援を行います。

○相談窓口 松本市社会福祉協議会 電話27-3381 FAX27-2239

成年後見制度

認知症、精神障がい、知的障がい等で判断する力が不十分となったときに、契約・財産・相続等の法的手続き等で不利益を受けないように保護する制度です。裁判所に申立てし、裁判所が後見等を決めます。

○内容

種別	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が日常的に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立する人	本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長		
行為の制限	行為、代理等全ての法的行為	契約、代理等の法的行為の一部	

○相談窓口 障がい福祉課 電話34-3212 FAX36-9119
 高齢福祉課 電話34-3214 FAX34-3016
 西部福祉課 電話92-3002 FAX92-7111
 成年後見支援センター かけはし 電話88-6699 FAX88-6647

11 資 料

障がいのある人を虐待から守りましょう

障害者虐待防止法(「障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」)は虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

障がいのあるなしにかかわらず一人ひとりが大切にされ安心して生活できるよう、虐待の防止に取り組みましょう。

○障がい者虐待の種類

障害者虐待防止法では障がい者虐待を以下の 3 種類に分けています。

(1)養護者による虐待

家族や親族、同居する人によるもの

(2)障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所等で働いている職員によるもの

(3)使用者による虐待

障がい者を雇って働かせている事業主等によるもの

○障がい者虐待の例

次のような行為は障がい者虐待に該当します。虐待の意図を持っているかどうかは問いません。

(1)身体的虐待

障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状況にすること(殴る、蹴る、縛り付ける、閉じ込める等)

(2)性的虐待

障がい者に無理やり、または同意とみせかけて、わいせつなことをしたり、させたりする(裸にする、キスをする、わいせつな話をする、映像を見せる等)

(3)心理的虐待

障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること(怒鳴る、ののしる、悪口を言う、わざと無視する等)

(4)放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること(十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療・福祉サービスを受けさせない等)

(5)経済的虐待

本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと、また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと(年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う等)

○障害者虐待を防ぐために

障がい者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。

介護疲れや障がいへの知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。

早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、家族など養護者が抱える問題の解決につながります。

○相談・通報先

障がい者虐待の相談や通報の情報は慎重に取り扱われます。「あれ?」「ちょっとおかしいかな」など気になることがありましたら、まずは下記へご相談ください。

【松本市障がい者虐待防止センター】

障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119

西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)は、国、県、市等の行政機関や民間事業者による「障がいを理由とする差別」をなくし、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、ともに生きる、共生社会をつくることを目的としています。

○法律の内容

国、県、市等の行政機関や民間事業者が、事業を行うにあたり、障がいのある人に対し、障がいを理由とした不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。また、障がいのある人から求められた社会的障壁の除去の実施について、必要な合理的配慮を提供することを、行政機関に義務づけし、事業者には努力義務としています。

○不当な差別的取扱いとは

障がいがあるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限したり、障がいのない人に対しては付さない条件を付けたりするような行為です。

・具体例1：視覚障がいがある人が施設を利用する時に、盲導犬の同伴を断る。

・具体例2：障がいを理由に窓口対応を拒否する。

○合理的配慮とは

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、過重な負担にならな

い範囲で、社会的障壁を取り除くよう必要な合理的配慮を行うことです。

- ・具体例1:段差がある場合に、車いす使用者を補助する。
- ・具体例2:筆談、読み上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる。

○民間事業者等での合理的配慮の提供

障害者差別解消法が対象とする事業者は、企業、店だけでなく、個人事業者、社会福祉法人、NPO法人等も対象となります。事業を継続するうえで過重な負担とならない範囲で、合理的な配慮に努めることとされています。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。

合理的配慮等の具体的な事例は、内閣府のホームページ「合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ」に掲載されています。

ホームページアドレス <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

○松本市の障がい者差別に関する相談窓口

障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119

(メールアドレス s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp)

○長野県の障がい者差別に関する相談窓口

障がい者支援課 電話026-235-7101 FAX026-234-2369

(メールアドレス fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp)

障がい者福祉制度のあらまし

令和7年4月 改訂

編集・発行 松本市 健康福祉部 障がい福祉課

〒390-8620 松本市丸の内3番 7 号 松本市役所

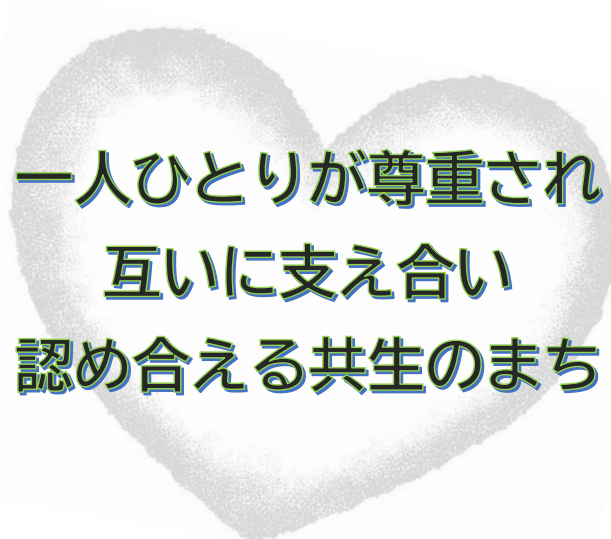
相談・支援担当 TEL 0263-34-3212 FAX 0263-36-9119

給付担当 TEL 0263-34-3036 FAX 0263-36-9119

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp>

松本市第4次障がい者計画

基本理念



一人ひとりが尊重され
互いに支え合い
認め合える共生のまち